

◎開議の宣告

○田中敏雄 議長 おはようございます。

5番菅篤司議員から遅刻する旨、29番上田隆議員から欠席する旨の届け出があります。
ただいまから本日の会議を開きます。

◎一般質問

○田中敏雄 議長 日程第1、一般質問を行います。

通告により、質問は順番をもって許可いたします。

◇ 菅 原 恵 悦 議員

○田中敏雄 議長 8番菅原恵悦議員に発言を許可いたします。

8番菅原恵悦議員。

【8番（菅原恵悦議員）登壇】

○8番（菅原恵悦議員） 皆さんおはようございます。会派朝日の菅原です。

質問に先立ちまして、岩手・宮城内陸地震における被災者の皆様には心からお見舞い申し上げます。昨夜も何回も地震がありました。今日新聞に、倒壊した旅館、駒の湯温泉の捜索で疲れて、そして休憩をとる救急隊員の写真が載っておりました。当横手市からも常備消防員の方が3名ほど現地に向かって活動しているというお話を聞きましたので、我が横手市を代表しましてぜひともこの被災地の皆さんに貢献していただければというふうにこう願っているところであります。また、期待もしております。

それでは、通告に従いまして、五十嵐市長の施政について質問をさせていただきます。

最初に、大沢の渡邊慶一郎氏からの陳情についてお伺いをいたします。

この件については、県議会では請願として採択、横手市議会は陳情を趣旨採択といたしました。また、陳情とは別に、大沢地区の方より横手農業振興地域整備計画、雄物川地区を変更する公告に対する異議申立書の提出があったと聞いております。いずれにしても地域住民そして横手市にとって大変重要な問題だと私は受けとめております。この議会の所信説明では、何ら市長から述べられませんでした。そこで、市を挙げて大沢地区の皆様にお力添えをいただきたく、これまでの経緯、経過を市民の皆様にご報告し、市長への質問とその答弁を求めたいというふうに思います。

昨年10月、全員協議会が開催されまして、エム・アール・エス・コーポレーションによる廃棄物処理施設設置計画についての説明がありました。それによりますと、平成17年9月28日、合併の3日前であります、旧雄物川町とエム・アール・エス・コーポレーションの間で協定書が締結され、合併後に県より市に対して施設建設に対する意見書提出要請や、県による同意地権者訪問、そして意思確認が行われました。市のほうは環境課、農政課、その担当者が河辺のエコリサイクルセンターや栃木県のピラミ

ット社を視察、また、その市の担当部署も訪問して、それから環境保全審議会、廃棄物減量等推進審議会を経てエム・アール・エス・コーポレーション側との協定書案につき決裁、県に対して意見書を提出しております。その後、いろいろな手続や協議、調査などを重ねて、平成19年8月28日に県を經由し東北農政局長あてに農業振興地域除外申請をし、その後9月と10月に大沢地区住民説明会を行ったというものであります。

また、旧雄物川町とエム・アール・エス・コーポレーションとの協定書締結までの経過については、平成17年9月15日、エム・アール・エス・コーポレーションの相談役が来町し計画の概要を資料で説明、その10日後には鳶ヶ沢集落住民説明会、次の日の26日に関係住民個人との環境保全協定書を締結、同日に事業実施にかかわる町内会居住者の同意書に署名、これは平成17年9月15日、エム・アール・エス・コーポレーションの相談役が来町し、計画の概要を資料で説明してからわずか12日間という短い日数での、関係住民個人との環境保全協定書を締結したことになります。

こうした市からの説明があった後に、渡邊会長さんから手紙が届きました。それによりますと、12月ごろに建設工事に着手し、来年の12月ごろに完成したいという建設計画の説明会が平成19年9月23日と10月3日の2回にわたり行われ、余りにも唐突な説明会に大沢住民皆が不安や戸惑いなど、これからの先々も含めた心配をしている、したがって大沢住民の署名95%をもって断固反対するというものであります。市からの報告と渡邊会長さんからの手紙をあわせながら私なりに考えたときに、どうもすっきりしない、そういう思いでありました。そう思っていたところに、たまたま12月に入りまして友人より電話をいただき、どんな実情かを知るために会長さん宅を訪ねました。

大沢集落では、この話が出てからいろいろな人と相談や、地区での会議を数十回も行われたようであります。そしてその会議の記録等がしっかりと残されておりました。私はこれも驚きました。お話を聞いて私を感じたことは、相当な決意をもってこの問題に取り組んでいるということでありました。そうした熱心な取り組みに対しまして、議員として何かできることがあったら手伝ってやりたい、そんな気持ちで環境保全課や平鹿地域振興局、あるいは福祉環境部などに足を運びましたけれども、その時点では面積が多い、そういうふうなことで東北農政局で事前協議中とのことであります。

こうしていろいろなところに足を運びましたけれども、国・県ではなく市がどうなんだ、どうするんだということが私は最大のポイントではないかなということも感じてきたところでもあります。また、こうしていろいろなところに出かけても、私が手伝うという、それがそんなに多くないんだなと、そうも感じまして、自分自身が情けなくなったこともあります。

しかし、地域住民の献身的な努力が続けられていることを考えますと、そんなことは言っていられません。何としても市長の力をかりて地域住民の意にかなった方向に解決すべく知恵を出していただいて、横手市住民が等しく安心安全のまちを感じ取れるようにしなければいけない、そんな思いでいっぱいあります。

私が思うに、合併直前考えられない短時間に旧雄物川町とエム・アール・エス・コーポレーションの

間で環境保全協定書が締結されましたけれども、鳶ヶ沢住民の1人の方が署名をしておりませんでした。しかも、合併協議会を経していないことを考えると、いま一度地域住民の皆さんへ足を運んで、地域住民の意思を聞くなど確認、あるいは調査、こうしたことをしながら取り組むべき問題であったと、そう思っております。それを新横手市はそのまま引き継いで進めてきた、1人の反対があっても法律上の書類が整っていれば何ら問題ないと言うのでしょうか。

いま一つは、ここ大沢地区は横手市の中でともに手を携えて協力し、これからも一緒に行政や生計を立てていかなければなりません。行政区は一緒であります。この同じ行政区の中で、私から見るとは合併をして初めての住民運動であります。ですから国・県ではなく、こうしたときこそ市民にとって一番頼れるのは横手市長でなければいけない、私はそのように思います。

今、大沢地区の実情も大きく変わりました。鳶ヶ沢の皆さんも加わって97.8%もの世帯が反対していると聞いております。今こそ市長みずから住民の盾となって大沢の人々に力添えをするべきときだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、行動改革について質問をさせていただきます。

去年は食品をめぐる偽装、政治資金や年金問題、こうしたことが反映されて、「偽」という文字が選ばれました。嘆かわしい社会になったとはいいいながらも、根絶するには大変難しいのが現実のようであります。こうしたことを踏まえて、市長の所信と私がイメージするのは若干ずれるかもしれませんが、今私は変えるということが大変必要だ、こう思って今回取り上げましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

市長は所信説明の中で、日常業務を振り返り、さらなる前進に向かって「お・も・い・や・り」、お「お役所仕事と言われていませんか」、も「もっと工夫できませんか」、い「いろんな声を反映していますか」、や「やる気を持って取り組んでいますか」、り「理想の職場を目指していますか」、行動改革「わたしが変わればまちが変わる」、私は全くそのとおりだと思うんです。そうしたものを考えながら資質の向上に向けた取り組みに活用し、市民の皆様との協働をさらに進め、そして市政を運営していくということを述べられました。ここに「お・も・い・や・り」と書かれているこのことを市長初め職員の皆さんが頑張っ、さらに市民が一体となれるような行動をしなければ、横手市全体の資質の向上にはつながらない、あるいは横手市はよくなる、そのように思っております。

私は、1市7カ町村の合併ですから、それぞれの地域によって物事への取り組みや考え方、それに違いがあるというのは当然であったというふうに思います。したがって、新市になってそれらを調整していく場合に、市民から見るとよりよい方向に直していくべきである、また、気づいたところから、できるところから一つずつ早く直して、この合併のスケールメリットを最大限に活用し、市民に負担を求めるとの無いように、そう主張してまいりました。しかし、そうはなっておりません。行政側へは返ってきても市民側には返ることは大変難しいのが現実であります。例えば市民が、こうあってほしい、こうあるべきだ、そうはいっても、市長がこうしよう、そういった声が出た途端、それは市長の方向にいくの

が当然のことです。

今、市民の間には、水道も国保も上がった、何かお願いしてもお金がない、さらには来年度から添付する書類は煩雑になる、その一方で補助金はこれ以上削減されるのではないか、いわゆる面倒くさくなってお金を少しあげる、そうした不安があるようであります。これは3月に市のほうからお知らせという、横手市行財政改革集中改革プラン及び横手市行財政改革大綱に基づき、平成20年度に団体等に対する補助金支出の見直しを行うという文書が流されました。このための作業が進んでいて、こうした結果が出てきたんだと、そう私は感じております。

ところで、5月11日、ふれあい運動会が十文字の文化センターで開催されました。代表者から「ことは何とか開催できたが、予算の都合上来年度は開催できないかもしれない」、こんなあいさつがありました。また、睦合地区のグラウンドゴルフ大会でも同様のあいさつがありました。

今、横手市が広くなりまして、それぞれの地域のコミュニティーが大変大事な時期だというふうに私は思っておりました。しかし、こんなにたくさんの皆さんが集う大会なのにと、せつない思いをしてみましたところでもあります。

これまでも、公民館行事に参加しますと予算が減っていることは聞いておりましたが、その予算がまたさらに減らされると、行事によっては人もそれに合わせて少なくなる、あるいは続けることが困難になる、そんな傾向にあるんだと、こういうことも感じてまいりました。

今、行政に携わる多くの方は、将来を見据えた場合に現状のままでは成り立っていかない、何とかしなければならない、そんな思いを持っていると思います。自己責任、自己決定という国・県そして各市町村もいろいろ苦慮しながら改革に取り組んでおります。しかし、その改革は、行政に携わる者がみずからを大いに改革すべきであって、その上で市民にお願いするところはお願いしていく、それも市民生活に影響を与えるなど負担増にならないような市政を行わなければならないというふうに思います。

合併して10年という時限立法の特例債や優遇措置がなくなる、その後を見据えた取り組みは相当に厳しいものがあると思いますので、市長の変えるという、それはそのような取り組みをして、それを実現して横手市を変えていくんだという市長の考えをお伺いいたしまして、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 議員からは2点お尋ねがございましたけれども、まず1点目でございます。

大沢に建設予定の廃棄物処理施設について、3月議会での建設反対陳情に関する趣旨採択以降、市側と住民の間で話し合う機会があったかどうかということでございますが、結論から申し上げますと、その機会を得ることはできませんでした。地元に対する事業説明については、昨年9月23日と10月3日の2回、会社による説明会と、12月議会以降ことしに入って1月22日と2月6日の2回、市環境課と地元住民の話し合いを行っておりますが、地元の皆さんは、施設建設には反対なのだから事業説明は聞く必

要がないと、事業内容を説明すること自体に対し業者側に立つものと見られ、冷静に説明を聞いていただけの状況ではなく、これまで一貫してその姿勢が続いております。

2月6日の話し合いでは、ただ単に反対ではなくその理由を教えたいと担当のほうからお願いしたところ、9項目にわたる反対理由を挙げていただき、その内容が臭気、いわゆるにおいや排水など事業内容にかかわることでもあり、その不安を解消するための対応策を文書にするよう会社側に求め、当該文書を地元の代表の方にお渡しいたしました。しかしながら後日、地元の方からは、反対理由は市に出したものであり、会社から回答が来るのは筋違い、市のやることは信用できないと文書を返されたとの報告を担当課より受けております。何らかの行き違いがあったものと思いますが、その後、地元と話し合いを持つことは非常に困難な状況になっております。

このような事情から、3月議会以降、地元とは話し合いができないまま現在に至っております。この間、私も会社側と会い、地元住民の皆さんが建設に非常に強く反対していることや、部落会からの陳情が議会において趣旨採択になったことなど厳しい状況を伝えておりますが、会社は、施設は建設したい、そのため今後も地元には礼を尽くして事業説明の努力をしていきたいとのことでありますので、地元の合意形成に重点を置き、決して建設強行はしないよう強く要請をしているところであります。

施設建設に対する地元の強い不安や反対の気持ちは十分に承知し、理解もいたしておりますが、会社も事業計画の中で法基準に沿った公害防止対策などをとっております。民間の事業者が法律に沿って進めている事業をただ地元が反対だからという理由だけではとめることができない現状でございます。

本件につきましては、現在農振除外申請に対し県へ審査請求が出されており、7月21日までには県の審査結果が請求者に届けられることになっております。この後どのような展開となるかはまだ不透明なところもありますが、状況を見きわめながら慎重に対応してまいりたいと考えております。

2つ目の、行動改革「わたしが変わればまちが変わる」についてのお尋ねでございます。

行動指針の策定に当たりましては、民間でいうところの社是、社訓に当たる横手市行政経営理念を年頭の訓示として職員に示すとともに、3月定例会において、「私たちは幸せな地域社会の実現を目指し、市民と手を携えて地域価値の創造に挑戦し続けます」としたことを報告させていただきました。職員みずからの行動指針であることから、各部局ですべての職員がかかわる形で職員のあるべき姿について議論し、全部局から16件の行動指針案が提出されました。さらに、政策会議の審査により、市民サービスの基本とも言える思いやる心につながることや、身近な行動に置きかえられている点などから、「お・も・い・や・り」行動改革「わたしが変わればまちが変わる」を行動指針とし、職員の資質の向上に向けた取り組みを進めることとしております。

具体的な取り組みとしては、春の幹部経営会議において部局ごとに私が課長などとの直接対話を行っており、組織目標管理シートに基づいて事業の方針や取り組み方について議論し、進むべき方向や目指すべき成果について認識を共有しながら事業を進めております。また、秋の幹部経営会議では、事業の進捗状況や課題などを整理し、成果につながるよう組織目標活動確認シートにより対話しており、年度

末には、それぞれの取り組みについて組織目標振り返りシートにより成果を確認しており、優秀な取り組みについては表彰し、組織の模範として周知を図っております。また、昨年度は、副主幹級の職員を対象に14回にわたり市長との対話交流研修を実施しており、市民サービスや組織のあるべき姿について対話し、考え方を共有するとともに、現場での課題や進むべき方向についてお互いの顔を見ながら議論を進め、改革の意識づけを図っております。

今後も、これらの取り組みを継続しながら、議員ご指摘の基礎づくりをしっかりと意識し、横手市人材育成基本方針に基づき、職場での上司による指導や、職階ごとの研修を初め各種研修の機会を設け、また、研修に参加しやすい環境の整備も含め、市民の立場で考え変革し続ける職員を目指し、信頼される市役所となるよう人材育成を進めてまいりたいと思います。

なお、この項の中で、議員から変えるということについて別段のお話がありました。まず行政がみずから先に改革をしなければいけない、しかる後にというような表現でございましたが、昨今の国をめぐるさまざまな、福祉、年金等とも含めた混乱の中で、議員がご指摘になられたようなことは、国民感情、市民感情として十分私にもわかる話でございます。

したがって、横手市においても行政が、組織が、職員がやはりみずから変わらなければいけない、その姿勢を明確にし、そしてその実績を少しずつ発揮し、確認いただける中で、横手市が進むべき道の中で苦しい道のりもたくさんあるわけでありますので、そのご理解を賜る、そういう意味での努力が、やはり意識づけがとても大事だと思っている次第でございます。市の職員だけが蚊帳の外にいるということであってはいけない、そのように思っている次第でございます。そういう努力はこれからも永遠にしなければならないことであろうかと思っております。そういうことに向けてこれからも努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 8番菅原議員。

○8番（菅原恵悦議員） 今、いろいろとご答弁いただきました。

それで、まず最初に、大沢集落の皆さんの陳情のほうからお聞きしますけれども、この件については私も県議会の皆さんとも懇談する機会がありました。そのときに、県議会の皆さんは横手市出身の皆さんですけれども、県議会では請願を採択しているというようなことで、例えばこうした会社が補助金等あるいはいろいろな優遇措置を県のほうにお願いした場合には、議会が却下するんだと、こういうお話もしておりました。

そのときに、たまたま市長さんのほうに鈴木さんという方から異議申し立てが出ているというようなことを知っておりましたし、そのときには横手市がどうするか、この1週間が勝負ではないか、こんなことも言っておりました。私は驚きまして、次の日に私外2名、3名でしたけれども、真つすぐ産業経済部に行っているいろいろとお話を聞いてまいりました。その際に、やはりこういうことは当然に住民感情、ただ返ってきたものを法的にこうだよと文書でただお返しするのではなく、やはりお会いをして、そし

てお話し、当然市長や上の方々とも相談しながら決めていくことになると思いますので、そういうようなこともじかに住民とお話をしながら渡してほしいなど、渡すべきだと、そういうお願いをしてきたところでもあります。市長が忙しければほかの方でもいいじゃないですかと、こんなことをお願いしてまいりました。市長はそのことを知っていますか。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 住民の皆さんと内容につきまして話し合いをしたことは、機会を得ることはできませんでしたが、会の代表の方とは2度ほどお会いした経緯がございます。私のところにお訪ねになりまして、住民の方々の部落での考え方についてお聞きをした経緯がございます。私は、その折に一貫して申し上げたのは先ほどの答弁と何ら変わることはなく、私どもは法律、条例を着実に実行する役目を担っているわけでございます。行政がみずから条例、法律に違反することはできないことをまずご理解いただきながら、しかし地元の皆さんが不安感を持っていることについては、これは相当の留意が必要だということの認識でございまして、会社側に対しても、そしてまた住民の皆さんに対しても、会社が説明をし続ける、理解を得た上でなければ私は困るということを強く申し上げたというふうに説明してきたところでございます。

県のそういう動きもあることも聞いております。さまざまな部分で慎重な対応を会社側に求めている声が強くなることも承知いたしております。ただ、私どもの立場は、そういう中で今現在において何ら法律的な権限がないのが大変残念ではありますが、我々としては住民の方々の理解を得ることなく進むことには反対をいたしたいということをまず明確に申し上げておきたいと思っております。

現時点でそれ以上のことは申し上げかねますけれども、そういう姿勢の中で住民の方々にも部分的には話を聞く耳を持っていただきたいし、会社側には住民の皆さんに理解してもらおうすべを最大限の努力をすべきではないかなと、そのように思っている次第でございます。

○田中敏雄 議長 8番菅原議員。

○8番(菅原恵悦議員) なかなか接点が見つからないと、住民と話したいんだけど、なかなか理解をしていただけるような場面がないんだというお話でありますけれども、やはりこれは住民の皆さんに会って、そして本当のことをお互いにひざを交えて話をしながら、やはり時間はかかっても市長みずから本当は私は行くべきだと、そういう思いであります。

ところで、法律をいろいろお話しになりました。この鈴木さんという方が、横手市公告第5号「横手農業振興地域整備計画(雄物川地区)を変更するもの」に3月10日異議申立書を提出しております。これに対する市の決定書を見せていただいたんですが、「農振法第13条第2項で規定されている農用地利用計画変更のための要件を満たしている」と。「なお、異議申出人からは前記1の3が述べられているが、本決定に当たってはその判断の必要性は認められない」と、このようになっております。

そこで第13条2項すべてを満たす場合に限りとありますので、まず1項の「当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況から見て当該変更に係る土地」云々ところ書いてあります。

この中で、この区域以外にこの廃棄物処理場が無理だと、要するに、まず困難であるところに書いてありますね。この区域以外をもって変えることが困難であると認められることというようにあります。これは、処理場がここでなければ無理だよという判断をしたと思うんです。それはどういうことなのかということがまず1点。

それから、2つ目なんですけれども、この項の2つ目なんですけれども、「農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす影響がないと認められること」、こうしたものを全部クリアして初めてこれは認められるというふうな形なんですけれども、たまたまこれは満たしていると。それから、「1の3が述べられているが本決定に当たってはその判断の必要性は認められない」、こういうふうになっております、その3についてなんですけれども。これは2のほうに私答えていただきたいんですが、これは私は大変支障があるなど。

そこの家に行って感じたことですからちょっとお話ししますけれども、この方は建設予定地の一番近くに田んぼがあって、一番近くに住んでいると。そして農業に対する取り組みは、この奥さんが埼玉の出身だというようなこともあるんでしょう、今は物をつくるだけでは農業は成り立っていかないんだと、そこで自分に与えられた土地、いわゆるこの山合いの土地を活用して消費者の立場で農業をするにはどうしたらいいんだろうかと、そういう意欲を持っておりました。

今そこのお宅に行ってお話を聞いたのは、このお米をめぐる情勢は大変に厳しいんだと、加えて食品に対する消費者の皆さんは何を信じて購入したらいいか、そうした今のこの時代ですから、安全な食料を手に入れるということは大変なんだよと、それに非常に神経を使っていると。こうした事態になりましたから、こだわり米として付加価値をつけるために源流米というんですか清流米、いわゆる川に入る前の沢水を活用したお米を売りにして、そして生計を立てていけないだろうかと、そんなことを考えまして知人、友人に、あるいはいろいろなところにその山合いの風景を写真にして、それをお米の中に入れてやってみたら大変大きな反響があったそうであります。消費者にとってはこのイメージというのが非常に好感を持ったというふうなことで、そのことからでしょう、ロコミとかそういうのに非常に期待をしておられました。

私はすばらしい発想だなと、あの場所だからこそ自信を持って消費者に言えるし提供できる、ましてやこれは私は横手ブランドではないかと、そういうふうにも思ったところであります。したがって、私は鈴木さんの土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を、もし写真で送るときに、本当の自然のままの写真は今まであったんですが、いきなりそういうものが建って、じゃこれは何なんだと、私は支障があるんじゃないかな、当然影響があるんじゃないかなと、そういうふうになってきたところでありますけれども、市の判断は、それは判断の必要性は認められないといえますか、決定に当たってそういうふうなことになっております。

この2点をお聞きしたいと思います。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 まず、後半の部分について私の考え方を申し上げたいと思います。

今、議員がおっしゃいましたそのイメージの問題、あるいはその逆の言葉で言えば風評被害の問題ですが、これは私ども横手市において食と農家のまちづくりを推進する側からいたしますと、大変大事にしなければいけない観点だというふうに思っている次第でございます。そういう中で地道な努力をされている方の努力に対して高く敬意を表しながら、基本的に応援する側にあるというふうに思っておる次第であります。

ただ、感じますことは、私どもがお答え申し上げているのは、現実の法律の中での対応でいえばそういうことだという答弁にしかならないということございまして、まことに回りくどい返答になっておるのはそういうことであるというように思います。今の法律がそういうふうな、例えば良好な、言葉であるいは数値であらわせない、言葉というよりも数値であらわせない部分について、いわゆる良好なイメージというのはなかなか数値であらわしかねるものでありますので、そういう部分にまで踏み込んだ判断を規定していないのが現在の法律でございますので、そういう意味でこの法律の、欠陥ではないと思いますが及ばない部分だなどというふうに思っている次第でございます。そういう意味で判断しかねているんだというところでございます。

私としては、それもこれも両立できれば本当はよろしいんだなどというようには思うんでありますが、考え方としては、良好な農村社会の農業生産のイメージを大事にするということについては何ら異議があるわけではなくて、ただ、お答えする根拠となる法律がそういうことを想定しておらないのでそういうような、まことに味の無い返答になっているのかなというように思います。

補足的には担当のほうからお答えさせます。

○田中敏雄 議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 本件に関しましては、先ほど菅原議員さんのほうからいろいろ経緯等詳しくご説明がありましたので、私のほうから4月以降につきまして若干、ちょっと長くなると思いますが説明をさせていただきます。

まず、農業振興地域の整備に関する法律、実際農振法であります、異議申し立てが提出されまして、4月17日に大沢地区の現地にまいりまして現場を見させていただきました。その日は大沢地区の集落の役員の方も大勢見えられまして、いろいろ一緒にお話をさせていただきました。市のほうからは建設部、福祉環境部、それから産業経済部、雄物川地域局の関係者が大挙して参ったわけでございます。その後、雄物川庁舎におきましていろいろと内部の検討会を開催させていただきました。その後、先ほどありましたように決定、4月25日付で送付させていただきましたが、その前段、地域の役員の方々が町の庁舎においでいただきまして、いろいろと再度こちらの決定の内容についてご説明申し上げまして、一定のご理解をいただいたところでありまして、

現地に参りました際に、最初に私申し上げたんですが、我々は農振法を所管する立場でございますので、先ほど議員申されましたように、農地の変更につきましては、農振法の第13条の規定に基づきまし

て4項の変更に当たっての着眼点がございまして、簡単にご紹介しますと、まず他用途に供することが必要かつ適当であって農用地区域外に代替すべき土地がないことが第1点でございまして、2つ目としましては、除外後も農用地区域の集団化、農作業の効率化や効率的かつ総合的な利用に支障がないこと。3つ目は、農用地等の保全または利用上必要な施設に支障を及ぼすおそれがないこと。4つ目ですが、土地改良事業等が完了した年度の翌年から起算して8年を経過していること。これが変更の大前提でございまして。

我々はこれをベースにして、地域の役員の方、会長さん初め申し上げましたことは、先ほど市長が申し上げましたように、我々は農振法を所管する立場ですから当然、ちょっと冷たい言い方になりますが、仕事としましては法律に沿ってさせていただきますよという判断をいたしますということを申し上げました。ただ、感情的な面等々もいろいろ伺っておりますので、それらについては市全体として再度別のテーブルをつくっていただければいいのかなということで、現場でのご理解はいただいたところでございまして。

以上の4点を着眼点としていろいろ検討したわけでございまして、実際に異議申し立てに対する、要旨に対しての回答を行ったわけでございまして、それらについての回答ではない、今申し上げました法律についての回答ではございませんので。

異議申し立ての要旨につきましては大きく4点ございまして、1つは山田川の原水を田んぼの用水として使用している。事業者側が作業員手洗いなど原水を使用したいとのことであるが、原水の使用は田んぼの水不足につながるということが異議申し立ての1点目でございまして、2点目は汚泥収集車両が市道を利用することにより、トラクターなどとの接触事故が考えられる、これが2点目でございまして、3点目が、山田川の清流を使用していることをアピールし米の産直販売をする者にとって、耕作物の上流部に有機肥料製造施設ができることは耕作地の環境悪化につながり、米のイメージダウンになり販売価格の低下が考えられると、これが異議申し立ての3点目でございまして、最後4点目でございまして、施設より排出される生活雑排水及び雨水が山田川に放流され、耕作地に流入することにより、米の品質低下が考えられる。大きく分けてこの4点が異議申し立ての要旨でございまして。

私どもはこれに対しまして一つ一つ検証を行いながら、4月25日付で回答をさせていただきました。第1点目についての関係については、会社側からお聞きしましたところ、使用量は最大で手洗いなどのため毎分30リットルから50リットルであり、渇水期については飲料水と同様に落ち込むことから、通常の農用地への用水利用には影響はないというふうな判断を一ついたしました。2つ目の市道の使用に関してであります、道路幅員6メートルを確保するということが及び車両通行に耐え得る道路の改修を行うということ。それから安全対策に関しては、カーブミラーの設置や交差点の見通し確保を行うということございまして、それぞれ管理者と協議済みであるということ。それから、鳶ヶ沢線の交通確保に障害のおそれはないということの一つ判断したところでございまして。

それから、排水処理でございまして、排水処理につきましては2系統の水路の計画がありまして、生

活雑排水や汚水は浄化槽を経て調整ますへ、それから雨水は構内の側溝を経まして調整ますへ集めるといこと、水路調整をしながら山田川に放流するという計画でございまして、農業排水路に支障を及ぼすことはないのではないかとということで、法令に基づく基準を満たして排水し、定期的に水質検査を実施するような計画だということで、取水及び排水については地元農業者で構成される水利組合と事業者間で同意した文書が最初の段階で取り交わされておるといこととございまして、先ほど市長が申し上げましたが、3つ目のイメージの関係につきましても、残念ながら農振法上の判断といものは求められていないところとあります。

菅原議員さんが申されました農振法の13条の関係について若干補足しますと、農用地区域外の土地をもつてかえることが困難かといものは、これは当該会社は過去何回かほかの自治体も当たったようございまして、合併前にそれが調印されたといことと新市でそれを引き継ぎ、今に至っているわけとございまして。

それから2つ目の、農用地等の集団化等に支障を及ぼす影響がないかといことと判断でございまして、基本としましては、20ヘクタールを1区切りとして集団化等の判断を一応農振法上はさせていたといこととございまして、これについても特に影響はないといこととございまして。

それから、土地改良施設等の機能に支障を及ぼす影響がないかといこととございまして、支障といものは具体的には道水路等の分断といこととございまして、道路があつたり水路があつたりそれを真ん中から分断してといようなことではないようございまして、これについても先ほど申し上げました判断をしたところとございまして。

それから、土地改良事業等の工事完了後8年を計画していることといこととございまして、これは当該地はご存じのように採草地にございまして、出羽丘陵開発といことと平成元年に完成しておりますので、この点についても一定のクリアはなされておるといこととございまして。ちなみに面積は6万4,000平米といこととございまして。

以上ちょっと長くなりましたが、説明を終わります。

○田中敏雄 議長 8番菅原議員。

○8番(菅原恵悦議員) 今、いろいろ法的なことをお話になりましたけれども、私からすれば大変支障を来すんだとこう思つても、イメージとかそういうものは法的にはないんだと、やはりこれは最終的には司法の場なのかなといふうな受けとめ方をいたすところとございまして。法的には確かに書類がそろつていたと、例えばですね。しかし市民を応援する側であるんだと、こういうお話も聞きました。

最近新聞に、6月12日、能代産廃の記事が載つておりました。それによりますと、これまで県が投入した工費は40億を上回っているんだと、廃棄物処理法に基づき処分場の地下水の処理などを求める措置命令を出した、こういうふうにかかれておりました。この問題も最初は、こうやってやったときは多分法的には恐らく何ら問題がない、そういうようなこととこれは始めたものだとい私は思つておりました。ですから、手続上はすべてをクリアして進めて、そして年月がたつた結果こうなつてしまふ、こういうこと

だと思うんです。こういう前例が身近に、今すぐそこにあって、そしてこうやって報道される、相当いろいろな産廃に関してはテレビ、新聞、いろいろなところで各方面で悲惨な状況が報道されておるわけでありませう。

こういうことを知っていて心配しない人はいないと思うんですね、ただそれが自分の地域なのかあるいはほかの地域なのか、そういう違いはあるかもしれません。しかし、やはりこの大沢地区の問題をこのままにしてどうなるのでしょうか。会社と住民で解決すればいいんだ、そんなことでも私はないだろうと。せつかく市民の側に立って、法的には別にして応援してくれるという市長の考えでもあります。私は、大好きな松下幸之助さん、決心することが社長、大将の仕事だと、こういうふうなことがあります。それはやはり判断を求められる、2つも3つもある選択肢じゃない、判断を的確にしながら、私は市としては最高の利益はここだよとそれを判断して、市民の側に立って応援していただきたいなと、そういうような思いで、たとえ法的にそれが整っていても市は市民と一緒に行動するんだと、こういうことを、私はあらゆる面で住民を応援するというのを、市長、どうですか、言っていただけませんか。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 繰り返しになると思いますけれども、公的立場にある人間が法律に違反する発言はやはり慎まなければならないと思います。しかし、それがあいながら、地域の方々の思いだとか、法律が想定していない事態に対してどう対処するかということは別でありますので、そういう部分での発言はやっぱりしていかなければならない。その部分においての自分の立場は明確にしなければいけないと思っている次第でございます。それがどういう行動とどういう発言であればいいかというのはなかなか言いがたいところがございますが、先ほど申し上げたとおり、会社側に対しては慎重な上にも慎重な地元に対する説明の責任と理解を求める努力を抜きにして進めることには反対を申し上げるということでご理解をいただきたいと思っております。

○田中敏雄 議長 8番菅原議員。

○8番（菅原恵悦議員） あとそろそろ時間のようですので。

2点目のほうは大変よくご理解をさせていただいたなというふうに思うんですけれども、そこで、1つだけ2点目のほうで私なりにお話したいんですが、私この改革ということには大変こだわっている一人であります。やはり変えていかなければいけない。変えるのはまず私は市長から、そして幹部を含めて職員、その上で市民の皆さんにもいろいろなことをお願いしていく。そういう順序が今世の中は逆になっているんですね、私から言わせると。ですから、そのところは十分に注意をしながらやっていただきたいなと。

この「お・も・い・や・り」ということが出されましたけれども、実は私、こういうことがあったんです。昨年にかかれた国体の前の年のリハーサル大会、大変十文字の陸上競技場は寒かったなと、そういう印象を持っています。逆に台由でのボーリング大会のときには大変暖かかったな、リハーサル大会

でしたけれども。そのときに、外にテントがあって、たまたま食事に行きました。そうしたら、ボランティアの方が、私かまくらづくりで一緒になった人だったんですけれども、横手の人が「何と職員たちは自分のものでないので、もったいないを知らない」とこう言う、何よと、「あの暖かいのに灯油をたいているんです、外で灯油、あの大きなストーブに」、ええどれよと私行って見ました。わからないんです、燃えているのが、天気がいいもんだから。その女性の方は「私たちは女性なので欲ばりだから」とこう言ったんですけれども、いや、これはそうじゃない、ましてやバリケートも何もないところでたいているんです。私の知っている職員がちょうどいましたんで「これ何だ」と、すぐ対応してくれました。

そういう行動した人に聞いてみたら、リースのストーブだそうです。ですから、リースのストーブは相当借りてきているんですけれども、それを返すときは空にして返すんだとこう言われていると、だから燃やしたと。確かに燃やせばなくなる、でも私どもは十文字陸上競技場も見ていましたけれども、みんな抜いているんですね、返すときは当然だと思うんです。相当な台数ですよ。でもそうやって、何といますかそれが当たり前だと思っている人もいるわけなんです。

ですから、大変たくさん、1,700人以上の職員ですから一人一人見るのが大変とは言いながらも、こういうふうなことをしっかりやる。市長1人が頑張ったって大した経費の節減にはならない、でもみんながこういう気持ちをなくしていくことが私はこの「お・も・い・や・り」という、要するに住民に対してそういうものを節約した分を還元していくと、そういうことにつながっていくだろうと。そういう一つ一つが非常に大きな削減になるんであって、市民に対してあの補助金を削る、この補助金を削るといったって大したお金にはならないんですけども、逆にこうしたこと、まだまだいっぱいあるんですけれども、こうしたことをやっていくと、市民に対しての補助金を削減するより私はもっともっと有意義な税金の使い方があるんだろうと、そういうふうにも思っておったところです。これ以外にまだあったんですけれども、こうしたことに対しての市長の見解をお願いいたします。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 2年前の話とはいえ、最近の話でありますので、私自身まだ確認しておりませんが、事実だとすれば大変お粗末な話だなというふうに聞いていた次第でございます。いかにも一昔前のお役所仕事だなという感じがいたしました。まことに寂しい、残念で情けない話であります。そういうことがあったということを肝に銘じて、これから議員ご指摘のとおり上から変わる、だんだん下に向かって変わるということでありまして、なかなか時間はかかることではあるというふうには思っていますけれども、一生懸命努力しながら、そういう改革をすることの必要性がわかる職員に変えていきたい、そのためにやれることをあらゆる努力をいたしたいと思っております。

以上でございます。

◇ 阿 部 信 孝 議員

○田中敏雄 議長 13番阿部信孝議員に発言を許可いたします。

13番阿部信孝議員。

【13番（阿部信孝議員）登壇】

○13番（阿部信孝議員） 私は、今定例会6番目の登壇であります。

私は、質問はよりわかりやすく、そして質問しやすい形で質問いたしますので、答弁のほうよろしくをお願いします。

混乱で始まり混乱で会期末を迎えた通常国会は、今閉じようとしております。昨年の参議院選挙後のねじれ国会、国会は政策より政局優先の政党間の駆け引き部分が報道機関から多く取り上げられ、政治に対する国民の不信、不満が増幅しております。先般、ある政治番組で、最大与党の有力議員から次のような発言がありました。「国、地方の厳しさを増す財政状況から、この際、国会議員、地方議員も定数削減を考えるべきときが来た」との意見が出されました。今、世論も同様の意見が大勢を占めております。国民の大多数も賛同する提案であります。私は、その意見を踏まえて、議員各位に歓迎されない質問から入らせていただきます。

最初に、議員定数についてであります。

合併から3年目の後半に入り、改選時まで十数カ月となりました。そろそろちまたでは市長選、市議選の話がささやかれるようになり、意欲のある皆様は準備態勢に入るものと思われまます。議員定数については、合併当初でもあり34人の法定定数で市民も納得し、議員活動や市政運営に注目してきたところでもあります。しかし、減少が続く人口、厳しい財政状況、少子高齢化や限界集落の増大、当市の基幹産業である農業所得の伸び悩み、加えて下降ぎみの経済状況など課題が山積しており、新市建設計画の見直しが急務と思われまます。このように、地方自治体を取り巻く環境が一段と厳しくなる状況から、市民は議員定数の削減、職員についても人件費の削減を求めています。議員定数は平成11年から法律改正が行われておらず、市町村合併が進み、合併2期目に入る次の選挙から定数の見直しをすべきとの声が市民から多く聞かれます。

ついでには、有識者10人から15人程度の議員定数検討委員会の設置を提案いたします。議会でも特別委員会設置を検討中であり、隣接の湯沢市では議会の意見がまとまり、定数26人で9月議会に改正案を提案するそうでもあります。条例案については基本的に議会が判断すべきものでありますが、市民の意見を議会に反映させるためにも、有識者の意見は重みがあります。市長に双方の意見を集約し、今年12月議会に条例改正案を提案することを要望いたします。

次に、私の意見を申し述べたいと思います。

私は、当市の議員定数は26人で議会の機能は十分果たせると確信を持っております。その根拠は、第1に議員はさまざまな調査活動に十分な日数、時間がとれること。第2に情報システムの高度化により、議員個人の努力次第で多くの情報が入手可能であること。第3に地域に議員がいなければ地域の発展が阻害されると思っている住民もいるかもしれませんが、それは五、六年前の発想であること。第4に定

数削減の効果は、財政面だけでなく議員としての資質向上が期待できること。第5に議員の空白地域が出て、市民の声、要望事項は、市民、地域会議、旧地域単位の市民会議、全市的な各種審議会、協議会、各種団体、そして1,800人を超える職員が各地域から勤務しており、議会以上に情報が収集できるものであります。

以上、私の今までの議員活動の体験を通して感じたことを正直に申し上げました。当市として議員定数26人は行政規模に見合うものと思いますが、市長のご所見を伺うものであります。

次に企業誘致についてであります。

当市は、雇用創出を最大の課題と位置づけ、自動車関連産業に絞った企業誘致と既存企業の受注拡大を図るため、自動車産業強化事業を立ち上げました。そして企業誘致室を新設、専任職員3人を配置、加えて自動車産業に従事した経験のある本県出身者らを企業誘致のサポート役として今年度内に委託し、企業との交渉力を高めるとしております。市長は、今年度が正念場だと決意され、強力に働きかけると伺っております。まず、現在までの経過をお知らせください。

先般、当議会の強い要請を受けて、県の企業誘致担当の佐藤副知事と議会との勉強会が実現しました。その中で、副知事から企業との接触で感じたこと、誘致の進め方、進出条件などを伺いました。まず、進出する企業側の条件として、第1に人材確保が可能かということ。第2に物流コース、降雪期の輸送、そして除雪経費の問題。第3に30ヘクタール以上の用地の確保でありました。また、行政の一時的な優遇措置だけでは企業は振り向かないので、長期的視野での対策を講じるべきである。さらに、誘致には企業ニーズに応じた対応が不可欠で、企業の決断が早まっており、行政側もスピードが大事であるとのことでありました。

自動車完成品工場の周辺には約350社の部品生産工場が必要とされ、さらに部品工場に納入する下請企業も恩恵を受けることになり、雇用の拡大とあわせて地域経済活性化に大きく寄与いたします。今年度中に進出内定をいただけるよう、市長の誘致交渉に期待いたします。

次に、企業側の最大の条件である人材確保についてであります。ご承知のように、近年は子供が少ない上に高学歴化が進行し、地元就職する職場が少ないため、多くの若い優秀な人材が大都市圏に流出しております。本来、地元に残り家や家族を守るべき人々であります。現実には厳しい状況が続いております。しかし、地元優良企業の立地が実現するのであればUターンしてもいいという若者も多くいることも事実でありまして、地元の家族も大歓迎であります。

そこで、提案であります。企業進出が確定し、企業側がどのような職種の人材が必要であるか確認の上、家族を通してUターンを働きかけたいかがでしょうか。また、多くの人材を確保するため、大都市圏での企業説明会を開催し、企業の内定が決まり、就職のため帰郷する人に対し一定額の帰郷手当を支給する制度を設けることを検討されたいと思います。秋田県人、特に当地の人々は素朴で仕事に対しては勤勉、忍耐力が強く、しかも健康でほとんどの人が自宅から通勤できる環境にあり、雇用する側にもメリットが多いと思います。

また、除雪態勢も万全で、主要道路の通行どめなどはないことなど、企業にPRされたいかがかと思いますが、市長はどのように説明されているのか、お聞かせください。あわせて、進出する企業に対する優遇措置の基本的考えをお伺いし、この項を終わります。

次に、権限移譲についてであります。

国では、三位一体改革を推進する中で、税源移譲とともに権限移譲を強力に推進しており、住民に身近な事務は市町村で処理することで住民サービス向上につなげたいとされております。当市においても平成18年度40項目、平成19年度52項目に拡大し、推進交付金も増額になったようであります。私は、この件で昨年も質問しました。その際、市長から「地域の実情に精通した市町村が関与することにより、手続における利便性の向上や迅速化につながり、届け出が市町村で完結することで届け出者への通知がよりスピーディーにできると認識しており、公務員として行政能力向上と視野拡大を図って、よりよい行政サービスに努めてまいります」と答弁がありました。

権限移譲が拡大した今、行政の許認可項目には法令、条例、通達、規則、規約、規程、指導要綱など、申請者には金縛りに遭ったような規制があります。また、議会の同意が必要な条例以外の項目については、改正や変更事項が市民に情報として伝わらないことが多く、申請手続に苦慮した話を多く聞きます。さらに、担当者の一部には、自己満足的な運用基準を押しつける場合もあるやに市民から伺っており、市民が主人公の市長方針から逸脱するもので、しかも規制緩和の流れに逆行するような対応では容認できません。

権限移譲拡大は、申請手続の簡素化や許認可日数の短縮、国・県など職員の削減の効果を期待したものであります。職員の皆様は事務量が増大し、責任も大きくなったことは事実であります。一方で許認可権者である市長にかわって申請事項を審査する権限もあります。いずれにしても、市民サイドに立った規則、規約、規程などの運用方針を強く要望いたします。

また、市に移譲になった項目のうち、許認可書の交付が県の関係機関や団体の同意が必要なため日数の短縮につながらない項目もありますので、権限移譲の趣旨に沿った改革、改善を県に強く求めることとあわせて、推進交付金の増額を要求するべきと思いますが、市長のご見解をお伺いします。

次に、都市計画についてであります。

横手市の将来の姿を描き、それを実現するための土地利用のルールの設定や土地開発、下水道などの整備方針を定めるまちづくり方針が示されました。そして、合併後の一体的なまちづくりを進めることが急務であり、地域間の連携、共生が一層重要なものになっていくなど、横手市全体を計画エリアとして位置づけるとの基本方針であります。策定スケジュールでは、既に平成18年度から調査が行われ、今年度は地域別まちづくり方針が検討され、市民要望を網羅した内容になるものと期待しております。そこで、私は次の点を提案いたします。

まず、都市計画区域内での用途地域についてであります。

現在、用途地域は11種指定されておりますが、狭いエリアの中で細分化されており、例えば国道は両

端から50メートルまでが準工業地域、それを超える部分が第1種、第2種などの住居系地域になっているため、土地利用の面で障害が指摘されております。については、国道13号線、国道107号線の商業地域、郊外でも国道に接続することで機能する事業所や工場もあり、規制緩和することで新規事業所の進出が期待できます。また、現在、第1種及び第2種低層住居専用地域に指定されている旧横手市の朝日が丘、羽黒町、追廻などは建ぺい率40%、容積率60%が上限規制のため車庫などの増築ができず、地元から数値の変更を強く求められております。できるだけ早い機会に建ぺい率60%、容積率100%に変更することを要望いたします。同時に、時期的な部分を含めてご答弁を求めます。

都市マスタープラン策定は長い期間を要しており、その間に経済や人、車の流れも変化します。また、市民要望も多岐多様であります。特に、都市計画はまちづくりの基本を定めており、市民は良好な住環境を求めていることを念頭に、当局の行政指導が行き過ぎた規制にならないよう要望いたします。

次に、平鹿総合病院の開院、横手駅東西自由通路の開通は、横手駅西地区に第2の市街地の形成が予想されます。既に南庁舎周辺は新しい事業所、イオン関係の建物が集積しております。そこで、市民の大きな関心事は、平鹿総合病院周辺の約30ヘクタールの土地利用についてであります。現在、そのほとんどが農用地域に指定され、農振地域の網がかかっておりますが、ここ二、三年で指定解除になり、宅地化が実現するものと地域住民は信じております。については、まちづくりの観点から、用途地域の指定、都市施設である道路、上下水道、公園などの整備、開発基金に伴う線引きなど、地権者や地域住民に配慮した計画策定をされるよう要望いたします。

この項の最後に、審議機関である都市計画審議会についてであります。

都市計画は、指定されますと変更には長い年月を要します。したがって、成案が出る前に審議会の意見を十分聞くべきであります。当局案を追認するだけの審議委員では就任した意味がありません。今後の対応について当局にお尋ねいたします。

次に、横手市森林組合についてであります。

昨日、21番議員が森林組合の経営状況、赤字の要因、経緯について質問されましたので、私は、横手市森林組合が今後健全経営に移行するため、横手市として何ができるかについて質問いたします。

当市は、合併により横手市森林組合へ届け出る経営面積が1,848ヘクタール、市が所有している人工林、天然林の面積が4,462ヘクタールであります。そして、森林組合への出資額9,958万9,000円のうち当市の出資額は4,244万9,000円で、森林組合総出資額の42.6%を占めており、大口出資組合員であります。このような状況の中で、森林組合の経営危機を横手市は傍観していたのでしょうか。特に指摘されている秋田県南木材高度加工協働組合は、国・県・市合わせて総事業費の70%以上、約8億円の補助金の交付を受けて平成17年創業しましたが、大幅な赤字で再建途上であることはご案内のとおりであります。市としても多額の税金を投入した責任があります。また、森林資源の適正な保全管理は継続的な事業で、行政として指導、育成しながら経営改善の方策を検討する必要があります。

今、森林業を取り巻く環境が一段と厳しさを増す中で、我が国の木材需要の80%が外国から低価格で

輸入されている現状を知る必要があります。一方、世界各国では木材の乱伐採が続いており、地球温暖化の要因とも言われ、さらに大災害が多発し、木材の需要拡大で外材の輸入量にも影響が出始めていると聞いております。木はすぐに大きくなりません。低迷が続いている木材産業にも少しではあるが日の当たる状況が近づいているように感じます。ついては、森林資源の保全、管理の組織である横手市森林組合の経営危機を回避し健全経営に移行するため、次の2点を要望いたします。

第1は出資額の増額で、ここ二、三年間で倍額の増資を計画されているようですので、これを受諾すること。第2は秋田スギニカの木材加工工場建設のために取得した横手市前郷西ケ坂の土地2.7ヘクタールを購入することです。この土地周辺は西ケ坂公園の隣接地で、遺跡が多く埋蔵されていることで民間への売却は困難と思われ、ぜひ市に購入していただきたい意向であると伺っております。

そこで、市長にお伺いいたします。まず、増資についてはいかがでしょうか。また、土地については、私も現地を見てきましたが、現在の西ケ坂公園と一体で自然公園として利用できますし、景観も交通の便もよく、さまざまな土地の活用ができると思います。購入の方向で検討されたいかがでしょう。

最後に、大口出資者として組合運営を把握するため、役員、特に監査役として入るべきと思いますが、市長のご見解をお伺いします。

最後に、ごみ処理についてであります。

今回の所信説明において、ごみ処理施設推進本部を庁舎内に設置し、今年度は建設用地の選定、処理方式などの検討を進め、今年度中に最終候補地を選定したいと表明されました。施設の基本計画では、総事業費約100億円、処理規模は日量99トン、県環境保全計画では排ガス、悪臭、騒音、振動など周辺の環境整備には法令や秋田県が定めている規制基準以下を遵守し、排水の再利用では余熱蒸気のすべてを発電し、工場内消費電力に充てる、また、場外施設などへの供給についても検討するとされております。さらに、横手市バイオマスタウン構想との連携により、当市に最も有効な廃棄物処理体制の構築に向け協議するとのことでもあります。

私は、平成18年3月議会でも質問いたしましたが、そのときの答弁で「施設が1カ所の場合、例えば処理施設の事故だとか故障時などの災害緊急時における対応については、県南の市や一部事務組合など、一般廃棄物処理業務を行っている7団体で協定している災害緊急時における廃棄物処理相互援助協定書に基づき、相互に協力する。また、新施設稼働後の跡地の活用については、解体、撤去後、地域協議会などで住民の皆さんと協議しながら有効活用する」とのことです。まず、災害や事故の場合の協定書は今も継続し、効力があるのかお尋ねします。

次に、建設用地選定について6点お伺いいたします。

第1に、施設用地から一般の民家までの距離はどの程度か。第2に、事業用地の面積と取得費用の総額。第3に、最終処分場との関係。第4に、臭気対策はどう考えているのか、処理方法はどうか。第5に、当初計画では1日処理量150トン、総事業費70億円の計画から、処理能力99トン、総事業費100億円に変更された事由。第6に、今年度は都市計画、農地利用計画、水環境、史跡文化財などを検証する

とありますが、候補地がある程度特定できなければ前に進めないのではないかと思います、いかがでしょうか。

このような施設の用地取得は、譲渡する人はいとしても、周辺の地権者は資産価値が大きく下落するため同意を得るのに苦慮すると思います。そして、最大のネックは臭気の問題です。例えば畜産施設の臭気は風向きや天候により拡散します。焼却炉、設備方式もかなり改良されているそうですが、地権者や地域住民の説明から同意にこぎつけるまでは容易ではありません。建設候補地の条件を公表し、早い時期に選定作業に入るべきであります。また、温水を他の施設に利用する場合の費用対効果もあわせて当局の答弁を求めるものであります。

昨日の当局の答弁で、今後の財政状況次第ではこの施設の事業費を30%圧縮すると説明されました。他の施設と違って近隣住民には迷惑施設であります。30%減額して公害のない安全・安心な施設ができるのでしょうか。確認の意味でお尋ねいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

○田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 大変多岐にわたるご質問でございまして、時間がちょっと心配でありますけれども、一生懸命答えさせていただきたいというふうに思います。

まず1番目の議員定数検討委員会の設置についてでございますが、私どもは市役所の組織が真に住民にとって理解いただける程度でのコストをかけて運営しているかということについては、常に留意をいたしているつもりでございます。これからもそうあらねばならないというように思っている次第でございます。そういう意味で、税収環境があるいは歳入環境が大幅に変わる中で、私どもは市の組織機構はサイズダウンをやむなくされるかにあるわけでございます。そういう中で、どれだけいい仕事ができるかということの知恵と工夫が求められているわけございまして、そういう努力を一生懸命することに尽きるかなと思っている次第でございます。

議会においては私が直接申し上げる何物もないわけではありますが、地方自治にかかわるコストをそれぞれが負っているわけでございますので、これをどう考えるかという視点はやはり共通しているのかなと思っている次第でございます。機能は全く違うわけでございますので、私から申し上げることはそれ以上ないわけではありますが、市民が期待する地方自治にかかわるその成果とコスト、常にこの関係から我々は逃れられないというように思う次第であります。そういう意味では共通した土俵にもあるとも言えるのかなと思っている次第でございます。よくわからない答弁でございますけれども、どうかご理解をいただきたいと思っております。

2つ目の企業誘致の関連の進捗状況でございます。

ちょっと長くなりますが、経緯を申し上げます。

この件につきましては、3月下旬から、中京圏を中心に特に県が交渉中の企業数社の情報提供を受け

まして、その誘致のための準備作業を実施してまいりました。そのうち1社とは5月連休明けに県とかなり協議をして、一緒になって誘致活動をいたしまして、5月下旬には私自身訪問し、誘致を働きかけてまいりましたが、残念ながら誘致には結びつかなかったところでございます。しかしながら、誘致活動を継続して取り組むことが重要でございます、引き続き次の3点について力を注いで実施してまいりたいと考えております。

まず1点目は、県との連携強化による誘致活動の推進であります。そして第2点は、市とこれまで接点がある市内の誘致企業及びその本社や親会社、さらにこれまで培ってきた中京圏の人脈による企業訪問を積極的に行うこととあります。第3点は、地元企業の受注増につながるよう企業育成に力を入れることとあります。これらに力を入れることで誘致と雇用の創出に結びつけたいと考えておるところでございます。

2つ目に、これまでの誘致活動を通じましてそのハンディと申しますか、あるいは有利な部分、いろいろなところがわかってきたところとあります。特に雪につきましては、首都圏、中京圏とも数センチ積もるだけで物流がストップするため、そのようなイメージを持っておられます。そのため、企業訪問に際しては、私どもは横手市の除雪態勢は万全であり、決して物流がストップすることがないことを機会あるごとに強調いたしまして、その不安感を払拭することに努めているところであります。企業とは長いおつき合いをさせていただくということが大前提であります。そのために優遇制度の適用年数についても企業が進出を考えるよう十分配慮してまいりたいと思います。

また、市の素早い対応については、既に5月に庁内に関係各課による企業誘致推進会議を立ち上げております。スピード感のある対応をしてまいりたいと思います。

また、企業訪問の際には、人材育成につきまして県南工業振興会、そして横手市雇用創出協議会等による研修を行っていること、企業においてもトヨタ自動車関連会社の方から直接改善指導を受けており、着実に実力が向上していることなど、横手の人材が勤勉でまじめで忍耐強い性格であることを強くアピールいたしております。実際、企業においてもその点は評価を得ているところでありますので、今後も当市が自動車関連企業の県内一の集積地であり、その人材は優秀であることを市のセールスポイントとして企業誘致を進めてまいりたいと思います。

なお、ご指摘がございました企業が進出した場合のUターン者等、県外からの定住者への支援であります。どのような支援がよいのか今後他市の取り組みなどもよく検討して、市としての方向性を出したいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、誘致活動においては私自身がトップセールスをするのが大変大事だと認識いたしております。今後とも情報収集に努め、早期に企業が立地できるよう全力で取り組んでまいりたいと思います。

大きな3番目、権限拡大、権限移譲による住民サービス向上の効果についてでございますが、言うまでもなく行政事務の効率化はもちろんでございますが、権限移譲というのは市民の利便性と行政サー

ビス向上を図ることを目的としておるわけでございます。権限移譲はただ単に県から市に事務事業を移せばよいというのではなく、県・市ともに住民を起点とすることとでございます。そのためには職員側の意識改革も必要であると考えております。現在扱っている事務が移譲されて間もないことから慎重に対応しているという側面があるにしても、住民の利便性が損なわれているとすれば、権限移譲の効果が発揮されていないこととなります。指導の方法や基準の運用については今後とも県のやり方を参考にし、あわせて職員の意識改革に取り組みながら、市民サービスの向上にさらに努めてまいります。

4番目に、都市計画マスタープランについてお尋ねが4点ございました。

まず1点目でございますが、内町、朝日が丘、追廻地区の規制の見直しについて、いわゆる建ぺい率、容積率の見直しについてのお尋ねがございました。これまでは長期にわたる建築制限等の誘導をしてきたわけございまして、良好な住環境が現在までのところ構築されてきていること、そして制度の理解を得た中で住民の方々に建築していただいていた経緯を考慮しながら検討してまいらなければならないことだというふうに思っている次第でございます。

また、2つ目に、国道13号線沿線等々国道沿線の準工業地帯の見直しでございますが、これまでの開発規模や近年の沿線における商業、工業施設の撤退などを考慮すると、現在の区域を大幅に超える開発需要は少ないと考えられますが、今年度に策定が完了する都市計画マスタープランの方針に従いながら検討してまいります。

3つ目でございますが、平鹿病院周辺地域の用途指定の件でございますが、市街地の空洞化の進展がこれまで投資してきたインフラが遊休化している、あるいは将来的に人口減少が確実な状況で、新たに市街地を拡大し、さらにインフラ整備のための投資をしていくことが必要かどうか再検討しなければならないと考えております。周辺の開発需要や農政サイドとの調整をしながら、策定中の都市計画マスタープランで方向性を検討してまいります。都計審、都市計画審議会については後ほど担当のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

5番目の、横手市森林組合への対応でございます。

市の出資が非常に大口になった経緯につきましては、昨日資料等々でお示ししたとおりでございます。その中で支援ということでございますが、現在の市の財政状況を考慮した場合大変厳しい状況にあることから、現在は森林組合に対して増資をもってこたえるまでとの判断には至っていないところでございます。

市としては増資という面からではなく、市の経営している人工林の管理業務の面において、林業における高度な知識、技術を持つ集団である森林組合が、市有林保有や間伐事業を受注しながら業務実績を上げていただきたいと考えているものでございます。そうした中で、去る5月の総代会で決定された森林組合の経営改善計画に沿って損益経営が解消されるものと望むものであります。

役員に関する部分でございます。これにつきましては、昨日やや半端な答弁に終始した嫌いがありますが、いろいろ調べましたところ、森林組合法によりまして役員には法人はなれないという規定がある

ようでございます。市もこの場合における法人という位置づけでございますので、役員として参画することは難しいというふうに考えているところでございます。

この項の3つ目に、前郷字西ケ坂の森林組合所有地を、通称西ケ坂史跡公園と呼んでいるところの隣接地でございますが、これの活用として買収できないかということでございますが、やはり離れているというような状況もある、そしてまた西ケ坂公園そのものの利用状況というのが大変低い状況の中にあつては、この公園と一体としての整備は難しいと思います。しかし、それ以外の公園として考えるということであればほかのやり方もあるわけでありまして、しかし現時点で、市の中で各地域に整備している例えば森林公園等々はございますけれども、これについては今のところにおいて十分なる整備がそれぞれの地域にあるという判断がございまして、新たな森林公園、例えばご質問としてはなかったわけでありまして、もしかして森林公園としての位置づけであるとするならば、そこまでは至っていないというところでございます。

最後の6番目の、ごみ処理統合施設整備事業につきましては、担当のほうからお答えさせます。

○田中敏雄 議長 福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 ごみ処理統合施設整備事業についてご質問がございましたので、答弁させていただきます。

7点ほどでございますが、1つ目の処理規模につきましては、合併前の計画では焼却能力を1日150トン、概算の事業費を75億円と見込んでおりましたけれども、その後、ごみの減量化とかそれから処理能力の見直し等によりまして、平成19年度新たに策定いたしました一般廃棄物処理施設基本計画におきましては、処理能力を1日当たり99トン、概算工事費につきましては他市の同規模施設の受注実績をもとにリサイクルセンターを合わせた施設を想定いたしまして積算いたしましたところ、焼却施設につきましては、処理方式によって建設の単価が違いますが、1トン当たり8,000万と見込みまして最高額で80億と見込んでおります。また、リサイクルセンターにつきましては20億円と見込んでおまして、総額で100億円の事業費ということになっております。ただ、今後処理方式とか設備内容等を検討していく過程において事業費が大きく変動する可能性があります。ご理解いただきたいというふうに思います。

それから2つ目に、用地面積と取得費用についてなんですが、用地面積につきましては2万8,000平米と見込んでおります。課題となっております汚泥再生処理施設と、それからバイオマス利活用施設等の関連施設を併設するとすれば、これが3万4,000平米に拡大されます。それから、ご質問に取得費用についてございましたけれども、これにつきましては未定でございます。

それから、3番目といたしまして最終処分場との関係でございまして、最終処分場との関係につきましては、用地選定の作業を開始したばかりでございますので、法的規制、各地域からのアクセス、それから地形などを十分に考慮いたしまして、運営する上で最も適切な場所を選定していきたいと考えております。

それから、4番目の臭気対策なんですが、施設からの臭気対策につきましては、エアーカーテンの設

置により外部へのおいを遮断いたしまして、施設内を不圧にするなどの対策を講じ、ピット内の空気を炉室へ引き込み燃焼させるなどの方式によりまして、極力施設外へにおいを出さないように処置を講じていきたいと考えております。畜産関係のおいと比較した場合というご質問がございましたが、畜舎の場合は普通エアーカーテンとか燃焼装置等の脱臭設備を有しておりませんので、これはちょっと比較にはならないのではないかというふうに思います。

それから、5つ目の用地取得における隣接地の資産価値低下についてなんですが、まだ用地が確定しておらない状況で将来予測もできませんので、現段階では考慮いたしておりません。

それから、6つ目の温水の利用についてなんですが、温水の利用につきましては、余熱蒸気のすべてを発電に利用いたしまして、工場内の消費電力に充てる計画をいたしてしております。場外施設への供給につきましては、その可能性については今後検討していきたいというふうに考えております。

それから7番目の、選定用地から民家等へのどのぐらいの距離が必要かというご質問ですが、処理施設敷地から民家までの距離につきましては法的に特に規制はございませんが、県の廃棄物処理施設の立地に関する基準におきましては、敷地から500メートル以内に住民の方が居住している場合、原則として当該住民が属する町内会などの住民組織との協定または複数の代表者の同意が必要となっております。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 都市計画マスタープランについての中で、都計審のご質問がありました。ご質問と申しますか、追認機関になっていないかという、そういうご指摘でありました。

都計審につきましては、現在、議員の皆さんを含めまして19名で構成されております。学識経験者8名、議員の皆さん方から8名、行政機関から3名ということで構成をされております。19年は2回開催されておまして、2月には下水道区域の変更についてご審議をいただいております。また、12月には再開発事業の建築面積の変更ですとか容積率の変更等についてご審議をいただいております。そういうことで法律にのっとりた機関として審議会ということになっておりますわけでありまして、それぞれ今申し上げました2件とも原案どおりご承認をいただいたということになっておりますけれども、議員さんが感じられる追認機関となっているのではないかなというふうなご指摘も、会の性格からしてそういう嫌いなきにしもあらずかなというふうには私自身も感じているところでありますけれども、審議会に提案をする変更でも、さまざまな決定事項でも相当の期間事務担当レベルで協議を重ねて、こういう案でいきたいという最終ご承認をいただくという、そういう機関でありますので、若干性格からしてやむを得ない面もあるのかなというふうに思います。そういうことでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 ごみ処理施設の関連の中で、災害援助協定が有効かというご質問がございましたが、合併などもいろいろありましたが権利義務は引き継がれておりますので、現在も有効であります。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 事業費が30%減で公害対策は大丈夫なのかというご質問でありましたが、公害対策はもちろん何よりも大事な部分だと思っております。ただ、きのう申し上げましたのは、ごみ焼却施設30%減という意味合いで申し上げたのではなくて、学校建設事業費を除く建設事業費全体枠の中で30%減を目指したいと、そのような意味で申し上げたつもりでございます。どうかご理解くださいますよう、お願いいたします。

○田中敏雄 議長 13番阿部議員。

○13番（阿部信孝議員） 企業誘致について、これは建設部の答弁になるかと思いますが、進出する企業はとにかく交通アクセスもかなり重要視しております。そこで、第2工業団地に今のインターと一番の近道は市道堤・桜沢線であります。実はこれは16年に、前建設部長のときに質問しておりますが、そのときの答弁で、工業団地の企業進出の動向などを見ながら進めていきたいという答弁をいただいています。今、第2工業団地にインターの一番の近道は先ほど言いましたように約2,000メートルぐらいしかありません。しかも、その間は畑とか山林であります。それこそ工事費は幾らもかからないわけでありまして、あれは湯沢・横手道路の側道を利用するためにカーブも多いし、勾配もきついということで、これはやっぱり整備しなければ、企業としてはあそこを大型トラックで通るといのは大変難しいのではないかなと思っておりますので、その進め方をちょっとお聞きしたいと思っております。

それから、今の企業誘致で、東北にシーアンドレール構想があります。これでありまして、北上線を使うわけでありまして、仮にそういうような貨車が、20両ぐらいの貨車があそこを運行することになりますと、例えば線路の補強とかそれからさらに雪害対策など、JRでやるかどうかわかりませんが、そういうこともできるのではないかなと思っております。その場合に、仮に線路を補強された場合に、例えば前にも質問しましたが、今の山形新幹線の延伸はあきらめて、こちらのほうに特急列車を通すように市長に要望いたしておきたいと思っております。

以上です。

○田中敏雄 議長 建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 堤・桜沢線の道路の整備の件でありますけれども、残念ながらと申しますか、まだ横手第2工業団地には大きな企業も張りついていない現状であります。私もあの道路は1週間に四、五回通りますけれども、確かにカーブも多いし大きな貨物車が通るとなれば大変一般車両にも影響があるかなというふうに思います。

いずれにいたしましても、第2工業団地の状況がやはり先決かなというふうに思います。一応整備としては完了している路線でありますので2次改良という形になろうかと思っております。そういう点でいきますと、工業団地その他を含めてさまざまな環境の変化が相当あるというふうな状況にならないと、あの路線を拡幅するあるいは線形を変えるというようなところまでは現状ではなかなか困難かなと思っております。いずれ工業団地の活用が進んでまいりましたならば当然考えていかなければならないというふうには思

います。

以上です。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 正確に聞き漏らしたという感じがいたしますけれども、特急列車を通すということでしたが、それは山形新幹線にかわってという表現で聞きましたが、ということは奥羽本線に特急列車を通すと、在来線を通すという意でございましょうか。

○田中敏雄 議長 13番阿部議員。

○13番（阿部信孝議員） 私は、今の山形新幹線の延伸の運動はしてもまず100%望みがないと思っております。したがって、例えば院内駅から横手駅へ来て北上線、そして北上駅に運行するのが一番利便性が高いということであります。というのは、この前私が質問したときに、線路の状況とかそういう補強部分があるということでしたので、例えばこのシーアンドレール構想で線路が補強されればそういうこともできるんじゃないかと、そういうことで質問しました。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 失礼申し上げます。

実は私もかねてから北上線を使った、要するに大曲を経由しない新幹線アクセス電車というものが必要だろうということを持っておりましてしゃべっておりましたけれども、そのネックの1つがご指摘のように北上線における線路盤の強度の問題というのは確かにあるようでございます。それと同時に需要がどうあるかという問題もございまして。しかし、山形新幹線をあきらめる話とはまた別個の問題だなというふうに考えておりますので、そういう話は両方ともいろいろな機会をとらえてJRと話してまいりたいと思います。

以上であります。

○田中敏雄 議長 暫時休憩いたします。

再開時間を午後1時10分といたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時10分 再開

○田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 赤川 堅一郎 議員

○田中敏雄 議長 32番赤川堅一郎議員に発言を許可いたします。

32番赤川堅一郎議員。

【32番（赤川堅一郎議員）登壇】

○32番（赤川堅一郎議員） ニューウェーブの赤川堅一郎でございます。

午後一番の眠い時間帯であり、私の質問も一層眠りたくなるような心地よい質問であればいいわけですが、なから半端な質問で皆さんに大変ご迷惑をかけること多いと思いますが、よろしく願いいたします。

去る14日に発生した岩手・宮城内陸地震により被災されました皆さんに心からお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになりました皆さんに心から哀悼の誠をささげたいと思います。私たちの地域は幸い大きな被害もなく、しかも、学校の破損などありましたが、土曜日ということでこれまた全く問題がなくてよかったなというように思っております。災害は忘れたころにやってくるという昔からの格言が身にしみる今日このごろでございます。やはり常日ごろ災害に備えて、安全なまちづくりに心がけなければならないなということを痛感しているところでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

1つ目の、市立小・中学校の統合計画についてであります。

横手市の将来を担う子供たちがよりよい環境の中で伸び伸びと学べる環境づくりは私たち大人の責任であり、行政の重要な課題であることは論をまたないところであります。生徒数が年々減少を続ける中で、小規模校であるがゆえのよさがある一方で、人間同士の切磋琢磨や教育効果や部活動など、いろいろな面での課題もたくさんあるわけですが、現在、小規模校においてはそれなりの努力をしまして、学校間の交流やあるいは授業の共同開催など創意工夫を凝らし、連携を取り合っている姿に頭の下がる思いがするのであります。

私は、生徒が減少し続ける中で、個々の計画の課題はあるにせよ横手市の将来を考えると、このたび提案されました統合計画については原則賛成するものであります。計画を進める上で、地域の長い歴史と伝統を十分尊重し配慮して進めることがまず第一であります。

市長は、昨日の20番議員の質問に、当面の重点施策について幾つか並べられました。この統合案について市政の最重点として推し進めるべきだというふうには私は考えますが、市長のこの統合計画推進についてのお考えをまずお聞きしたいと思います。

次に、1点目でございますが、平成18年9月の中間報告後統合計画成案までの経過についてどのようになされたのか。私の聞くところでは、例えば前の計画になかった横手の小学校3校統合については地元もPTAも学校当局も全く初めて聞くというふうなことを耳にしました。実態はいかがでございましょうか。

2つ目に、統合計画推進に当たって地域のコンセンサスを得るために、この計画を実現するための具体的な取り組みのスケジュールなどについてお尋ねいたしたいと思います。

学校は子供たちの学びやであるとともに地域のシンボルであり、文化の核でもあります。老若男女が四季を通じて集い合う交流の場でもあり、地域住民の心の支えでもあります。過日、青森の吉幾三さんが、自分の母校である小学校が間もなく閉校するというので、自分の思いのたけをぜひ小さな後輩に伝えたいということで、社会人教師を買って出て授業をしておった姿が放映されました。その中で、子

供たちにふるさとのすばらしさ、ふるさとに対する自分の愛着、そしてまた都会と青森と両方に住む自分の本当らしい人間の生きざまといえますか、そういうふうなものを伝えておりました。私はまさに感動したシーンでありました。それだけに、学校統合は箱物を1つにして統合するというのじゃなくて、そういうふうな思いをさらに歴史に伝えなければならない課題だなというふうに考えたところでございます。

次に、統合計画推進に当たっての財政計画でございますが、昨日の説明で157億というふうな事業費が明示されましたが、この175億は200億から圧縮されて175億というふうに聞きました。しかも、この金を確保するために、学校建設以外の事業をすべて30%カットするというふうな方針が打ち出されました。私は、学校統合を最優先するということからすればこれは当然であります。しかしながら、単純に他の事業すべてを30%カットするということは、行財政をつかさどる当局のやり方としては全く芸のないやり方だというふうに私は思うのであります。行財政改革の推進のスケジュールや内容をもっと明確にして、市民がなるほど学校建設推進のためには我慢しなければならないというふうな改革プランを市民に明示すべきだというふうに思うのであります。例えば、人件費について合併後10年で30%カットするというふうな公約が果たして現在どの程度まで到達しているのか。そしてまた、公共施設の管理委託についてどれだけの経費が節約されるのか、そういう具体的な方針を明らかにした上で財政を提示すべきだというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

耐震の補強について、これについては16番議員さんも先日質問いたしました。11日の本会議では伊藤部長が、統合計画の推進と耐震は別だというふうな答弁をされております。しかしその後、かなりの情勢の変化もあります。特に国会で通過したこの法案は3年の時限立法であり、国の補助率もこれまで以上に補助をする、ですから、各自治体でも3年以内にぜひこれを実施してもらいたいというふうな国の方針であります。11日以降、この耐震に対する当局のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、学校給食センターの建設についてであります。

現在、市内に8カ所ある学校給食センターの大半が老朽化しているというふうな状況にあります。しかも、今はこういうふうな時代でありますので、米飯給食をなるべくふやしてもらいたいというふうな要望も強いわけで、横手以外の地域では、週5日のうち4日が米飯、1日がパンであります。しかし横手は、設備が不完全なために週半分2日半が米飯であります。百姓の子供がまんまを食わないでパンを食うこと自体に私は矛盾を感じる一人であります。

そういうふうな意味で、この学校統合の校舎建設とあわせて給食センターの建設、本当は自校方式が一番望ましいわけでございます。秋田市の場合は全校が自校方式、いわば市民にとっても子供たちにとっても目に見える給食、そういうふうなことから、給食費の滞納もほとんどないというふうなメリットもあるそうでございます。横手の場合はなかなかそのことは望めないけれども、少なくとも横手市という地域に合った給食センターを学校統合と同時に実施すべきだと思いますが、これまでのところ学校給食センターの建設計画については触れられておらないのでございますので、ここで改めてお尋ねいたし

ます。

次に、消防の広域化計画についてであります。

市民の生命と財産を守るために165名の署員を指揮監督して頑張っておられる川村消防長、大変ご苦労さまでございます。消防はそういう崇高な任務を持っておる、同じサラリーマンでも別の意味からいろいろなことが市民から要求される立場にあります。そういうふうな意味では、規律と緊張感を堅持して職務に取り組んでいただきたい、お願いしたいと思っております。

広域消防計画についてであります。平成18年6月、消防組合法の改正をきっかけに国は行財政上のさまざまなスケールメリットを生かせるという消防組織の広域化を計画、秋田県においても今年3月消防広域化計画を策定、県内13のうち10本部を4ブロックに集約し、2012年度をめぐりに全体の本部に再編する方針のようでありまして。この中で、横手消防本部と雄勝湯沢広域消防本部を一本化する計画のようでありまして。

消防本来の任務は住民の生命と財産を守るのが使命であり、広域化により行政経費的にメリットがあっても住民が不安を感じたり、不便を感じたり、あるいはそれぞれの分署が縮小あるいは廃止されるのではないかというふうな懸念が考えられるわけでありまして。このような観点から、次の3点についてお尋ねいたします。

1点目は、横手市として広域計画に対する取り組みの現状についてお伺いいたします。

2つ目は、広域化計画の策定に際し、横手市は単独であるが雄勝湯沢地域は連合組織であり、1首長の判断にゆだねられない状態にあります。横手市の場合は市長の判断でその方向が決まるわけですが、これらに対する市長の考え方と今後の広域化計画の策定の進め方についてお尋ねいたします。

何よりも地域住民の理解とコンセンサスを得るための取り組みが大事であります。この広域化計画がこれから策定されるわけですが、推進に当たっての地域住民への対応をあわせてお尋ねいたします。

次に、3つ目に、まちづくりについてであります。

1点目は、都市計画街路八幡根岸線並びに中央線の着工と、事業進展の見通しについてであります。以前の計画では、両路線とも既に着工の予定であったものが、いまだその見通しが全く立っていない、関係住民は大変ないら立ちを覚えております。特に八幡根岸線は、事業が中断してから20年近くの歳月がたっております。また、中央線については、市施行の中央線が完成すれば引き続き着工するというふうなことであったものが、いまだにその見通しが立っておらない。既に代替を求めたり、あるいは増改築を控えている方々もおり、いわば日常生活にも支障を来しているような状況であります。

幸い去る5月1日、建設部長を初め都市計画課の皆さんの大変なご努力で、地元で説明会を開催してくれました。参加者は100名を超えました。これだけ地域の皆さんの関心の高まりをあらわしているわけですが、これまではなかなかこういう事業に行政が出向いて、ひざ詰めで説明するというふうな機会がなかったわけですが、このたび佐藤部長の英断でこういう説明会をやってくくださった

ことによって、地域住民の皆さんは、これまでの不満も大きいわけですが、行政に対する信頼が一步深まったのではないかなというふうには私は考えるものであります。

そこで、ここで改めて両路線に対する取り組みの現状と今後の着工の見通し、さらには全体の事業が終息するめどなどについてお伺いいたします。聞くところによりますと、今年度は調査に入るというふうなことも耳にしておりますが、あわせて今後の見通しについてお伺いいたします。

2つ目に、三枚橋地区土地区画整理事業の進捗状況と今後の見通しであります。

本事業は平成9年着工ですから、既に12年が経過し、退職金をたたいて住宅を建てた方も既に70歳を超え、生活環境が大きく変わってきております。みずからの生活について大変苦慮しております。いわば自分の人生設計が全く立たない、今までの在職中の計画が壊れてしまったというふうな嘆きの声が多く聞かれます。関係者の皆さんは、事業に協力したいけれども、なかなか換地の説明や移転交渉に来てくれないと嘆いております。市からしますと、いろいろな事業費等の関係もあろうかと思いますが、ここで全体の進捗状況と今後の見通しを明確にさせていただきたいと思うのであります。

あわせて、目下造成中であります駅西広場、これは交付金事業の関連があるわけですが、駅西広場並びにバイパスまでの32メートルの街路は着々と進んでおりますが、周辺のまちづくりはさっぱりと進みますかという姿になるのかと、そういうふうな嘆きの声がかかります。いわば新しい横手の西玄関口として、今東西自由通路とあわせて大型駐車場並びに駅前広場を整備しておるわけですが、これらの事業とあわせて、周辺がこの公共施設に見合ったような環境づくり、まちづくりが大事だというふうに思います。特に、土地利用計画について事業主体である横手市が誘導すべきであるというふうに考えておりますが、現在の取り組みと今後のまちづくりについてお尋ねいたしたいと思うのであります。

大きい4番目の国保についてであります。

第2次大戦後、日本人の寿命が大きく伸びたことの要因の一つが国民皆保険制度のおかげであると言われております。私もそのように感じるものであります。1958年国民健康保険法が制度化され、1961年には全国の市町村で国民健康保険事業が開始され、いつでもどこでも保健医療を受けられる国民皆保険制度の確立を見たのであります。しかし今、全国の2,250万世帯加入のこの制度が揺らいでいると言われております。滞納すると保険証が取り上げられ短期保険証が渡され、1年以上は資格証明で窓口で全額支払わなければならない。短期が116万人、資格証明がこれは全国でございますが34万人に上り、10年前の5倍に達すると言われております。全国的にはこういうふうなことから死亡につながる例も少なくないと言われております。納税困難な世帯が474万6,000人と、5年前からしますと約20%増だそうでございます。

赤字補てんのための一般会計からの各自治体の総支出が1兆1,320億に達し、財政を圧迫しているという、全国市長会が保険制度は既に破綻していると宣言しております。制度開始と環境が変わり、かつての働く人の保険から高齢者と無職の保険者が多くなっています。かつては自営業や農林水産業、勤め

先で公的保険のないサラリーマンで、無職はわずか8%であったのでありますが、今日では54%という変わりようであります。

このような社会的変化の中で、我々市町村はこの財政的な困難を保険料の値上げで対応してきているのが現実であります。国保中央連合会のモデル調査によると、年収300万円以上の世帯が政府管掌では12万5,000円、国保では20万円3,000円から31万6,000円。結局は高い保険料が滞納者をふやしている、国保の施策に追い打ちをかけているような現状であるわけでございます。国保への負担について市長は、市民のいわば一部の方が加入している国保に対して一般財源を投入することができないという意味の答弁をされております。これだけ市民負担がふえ困窮している場合、私は政策的な観点から検討の余地があるのではないかとこのように考えるのであります。もちろん国保制度は、国の責任においてこのような社会変化に対する制度改革が当然必要でありますし、市長からその先頭に立って頑張っていただきたいと思うのであります。

具体的なお質問をいたします。

1つ目は、不均一課税方針から均一課税方針をとったことによる市民への影響であります。

国民が望まない後期高齢者医療制度の開始による加入者の大幅減少、課税区分の変化など、もろもろの制度の大幅な改定に伴って、合併後3年間の不均一課税を均一課税をとらざるを得ないという説明がなされております。従前と比べ、課税額が地域間で大きな変動があります。大きいところでは1万八千幾らの差が出ていますし、そういう大きな税額の変化に対して住民はまだ十分知らされておらない、今議会に提案される内容でございますので、住民に対する説明責任を果たすためにどのようなことを考えておられるのか、まずお尋ねしたいと思うのであります。

また、このたびの保険税条例の改正によって、市民にとっては大変でございます。特別徴収という名のもとに年金から保険料が天引きされる。恐らく市では、この条例は横手市独自のものではなくて厚労省の準則に従ったと言うと私は思うのであります。しかしながら、例えば附則では、ことしの10月から適用するというふうになっております。しかし、いろいろ国の政策が動いている現状ですから、こういう規定を当分の間適用しないというふうな配慮があってもしかるべきではないかというふうに思うのであります。いかがでしょうか。

2つ目に、先ほど述べましたが、市民の負担は限界に達しています。こういう環境の中でどうして収納率を確保するのが大きな問題であります。いわば保険財政を確保するため、手をかけても足をかけても保険税だけは納めさせるというふうなことであってはならないと私は思うのであります。それぞれの保険者は、健康保険はみずからの命を守る制度であり税金であるので、多くの市民は一生懸命になって納税に努力しております。しかし、結局のところ滞納しますと保険制度が使えなくなるというふうな問題があるわけでございます。こういう市民に対する市の行政上の配慮があってもしかるべきではないか。今現在国保会計に5億数千万支出されておりますが、いわばこれはルール内の支出であって、そういう困窮者に対する手助けの金は全然入っておらないのが現状であります。全国的に調査してみますと、

相当多くの自治体において支援措置をとっている自治体があります。再度調査の上検討を求めるものがあります。

以上で、私の1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 まず1点目の、市立小・中学校統合計画についてのお尋ねがございましたが、この中の3)番についてまずお答え申し上げますが、その前に議員のほうから統合計画そのものについての考えということもございました。これにつきましては、今まで何回かお互いの議論の中で、あるいは私どもの考え方を説明する中で申し上げてきたことではあります。要は子供たちにとって教育の環境をどう整備するかということが市の教育にかかわる最高の命題でございます。これは教育委員会において所管している事項とはいいながらも、市長としては最大の関心事を払わなければならないことでございます。その具体的な進め方については教育委員会に大半をゆだねてはありますが、そこでの議論を具体的に財政措置を含めてどう支援していくか、どう環境整備するかが私の仕事かなと思っっている次第でございます。

そういう意味で、150億を超える大きな学校統廃合あるいは大規模改修等々の予算を組むことを大きな前提としてこの統合計画というものを決断した次第でございます。そういう意味で、学校統廃以外については30%減額することをやむなしということでの説明をいたしておりますが、これにつきましても総体で30%減額するということでございます。個別の事案については30%減に至らないもの、あるいはそれ以上に切り込まざるを得ないもの、あるいはやめざるを得ないもの等々いろいろあると思っておりますけれども、これはその都度判断をしていかなければならないのかなと思っっている次第でございます。

私の政治方針と申しますか、市政の目標として掲げてございます幸せな地域社会の実現ということにかかわって申し上げますと、この地域が生き残っていくためには農業を主体とした産業の強化と雇用の創出と同時に、この地域の次の代を支えていく子供たちの教育環境の充実が大変重要であるということでございます。私どもの考えと大いなる整合性があるものだというふうに思っっている次第でございます。

大きな2つ目でございますが、消防の広域化計画についてのお尋ねがございました。

これにつきましては、平成18年6月に消防組織法の一部改正によりまして、1つは住民サービスの向上、2つ目に消防体制の効率化、3つ目に消防財政の基盤強化が主な目的に規定されたものでございまして、秋田県においては国の基本方針を踏まえ、本県の自然的、社会的特性、医療機関との連携の確保、自主的な取り組みの尊重という3点を基本として、消防力の確保のためおおむね10万人以下の小規模消防本部の解消を図る必要から、平成20年3月秋田県消防広域化推進計画法を策定したと、こういうことでございます。

現在の13体制から7ブロックの体制に広域化する計画ということで、私どもは湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部との広域化ということになっております。そのための計画を作成することになるわけであ

りますが、議員ご指摘にもありましたとおり、市民の生命に直接かかわる火災、救急の問題でありますので、私どもといたしましては、新横手市誕生以前から計画をもって進めております分署統合計画も考慮しつつ、広域化への取り組みを主体的に行うためにどのような体制が市民にとって望ましいかなど私どもの内部で意思統一をして、湯沢雄勝広域さんと協議に臨みたいと思っている次第でございます。

そして、市民生活を災害から守り、安全で住みよいまちづくりが進められるような体制を念頭に置きまして消防広域化に対応することはもちろん、広報紙による周知などあらゆる機会をとらえまして市民の理解をいただくよう努めてまいりたいと思います。

大きな3番目の、まちづくりについてでございます。

その中の1点目でございますが、都市計画道路八幡根岸線、中央線の見通し等々についてでございます。

これにつきましては県との調整の中で、中央線を先行して事業着手いたしまして、その後に八幡根岸線に着手することとし、当面は中央線の早期完成のため県と市が協力して準備を進めることといたしております。

具体的には、今年度は市において横手市都市地域総合交通戦略調査を行い、その結果を踏まえまして、平成21年度に国から事業採択されるように、今年度中に都市計画決定の変更等の手続を終了することといたしております。事業着手後は、県と市それぞれ整備区間についておおむね5年ないし7年で完了いたしたいと考えております。住民の皆様にはこれまで長期にわたりご心配をかけてまいりましたが、今後も節目節目に状況報告などをしてまいりたいと思います。

この項の2つ目に、三枚橋地区土地区画整理事業についてのお尋ねがございました。

これにつきましては、19年度末で約55%の進捗率、仮換地指定につきましても約62%となっております。今後の予定といたしましては、横手駅西口広場、これは平成23年度の供用開始に合わせた広場と都市計画道路駅西線及び沿線の区画道路の整備、それに伴う支障物件移転を行う予定でございます。事業の施行期間は平成26年度までとなっておりますが、今年度事業計画の変更認可を県に申請中でありまして、平成31年度まで期間を延伸し、地権者との協議を重ねてご理解とご協力を得て、今後とも事業進捗に努力をしてまいります。

次に、駅西広場周辺の土地整備につきましては、駅西側の新たな玄関口にふさわしい景観と地区内地権者に有益になるようなまちづくりに配慮いたしまして、地権者からの問い合わせによる民間開発業者等との協議を行っておりますが、今のところ進展しておらない状況でございます。市といたしましても引き続き協議を継続してまいりたいと思います。

国保税についてでございます。

この国保税を均一化したことによる加入者に及ぼす影響についてでございますが、制度改正による加入者数の減少とそれに伴う課税所得の変動、さらに財政の仕組みが大きく変化しており、単純に昨年度と比較することは無理があると思われませんが、今回改定をお願いしております国保税率と平成19年度の

比較では、所得割が従来の医療分と新設の後期高齢者支援金分を合算して9.5%となっており、平成19年度の課税最低税率の9.75%を0.25ポイント下回る結果となります。また、均等割額は、加入者数の減少を反映して4,200円の引き上げ、一方、平等割額は6,000円の引き下げとなっております。結果として、前年度との比較では課税対象の人数や所得も異なりますので一概に比較することはできませんが、合算した1人当たりの課税額は前年度より6,747円、率にして10.8%増の6万9,337円となります。しかし、合併協議の平成20年度調整税率で試算した場合には、平均で7万3,047円となり、改定税率での課税額より3,710円、率にして5.4%の増となり、すべての地域が上回る結果が出ております。

今回の均一課税実施につきましては、財政調整基金1億円を繰り入れて急激な負担増を緩和する施策を実施しております。この措置によって加入者に与える影響は最小限に抑えられるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、この項の中で、市が国保財政の安定化を図る中でさまざまな税率改正等々をお願いして、こういう試算をしているわけですが、先行きの見通しについてはまことに厳しい見通しを持っている次第でございます。今年度はこういうことでお願いを申し上げざるを得ませんが、来年度以降につきましては、さらに一段と財政の悪化が想定されます。これについてどのように対処するかという内部の検討は、私どもこれからしなければならないし、何よりも今の国保財政のあり方、国保税のあり方については国・県との相当突っ込んだやりとりをした中で、新たな国保のあり方というものを議論して、そして決めていただかなければ到底おぼつかないのかなというふうに思っている次第でございます。ご指摘のような形で市が直接に手当てをするということはなかなか判断しがたいところでありますが、そういう努力をする中で、市民の皆様になるだけ理解をいただけるように努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 教育指導部長。

○伊藤孝俊 教育指導部長 市立小・中学校統合計画についてのお尋ねが幾つかございました。

まず、その中で、耐震についての考えはということがございました。まずそれを先にお答えいたします。

まず、今般改正されました法律についてでありますけれども、基本的には地震防災緊急事業5カ年計画というものがベースになってございまして、その中の事業のうちで、特にIS値が0.3未満のものについては、20年から22年の間に補助率を上げて早急に対応しようというところが今回の改正の主な改正点でございます。IS値0.3未満という建物につきましては、たしか去年のうちに議員の皆様にもご紹介したとおりでありまして、例えば横手西中の体育館だとか金沢小、境町小等の体育館が0.3未満であるということはお話をいたしました。財政部長からのお話にもございました。これは既に本年度補強をするということで進んでございます。現在、0.3未満で早急な対応が必要であるのは阿気小学校の体育館及び山内中学校でございます。それへの対応を今急いでいるというのが現状でありまして、数多

くそれらの建物を抱えているというわけではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

ただ、この改正を機会に、弾みにしてといいますか優先度調査までしか実施していない校舎もございますので、そういったものについてはこの改正を受けまして、施設のほうで検討に入っております。したがって、現在策定しています補強、改築等の、検査も含めてですが計画を当然見直していく方向にあるということでもあります。

ただ、議員のご質問にもございましたが、統合という話はその地域性、地域の子供たちの将来の学習環境ということをどう考えていくかということだろうと思いますので、耐震化の仕事と統合の話は、結果においてはリンクはしますけれども、目的その他においてはやはり違った次元でのお話だろうということでご理解いただきたいなと思います。

また、議員のほうから、地域の伝統文化を大切にというお話もいただきました。実は18年度以降、横手市の教育の重点ということで、小・中の連携というのを強く打ち出して、事あるごとに教育長からもお話が各学校にされております。そういったこともありまして、小・小の連携、中・中の連携も含めまして今大変他市町村に比べましてもスピーディーに、内容の充実も図られております。そういった面で各市内の小・中学校の頑張りは評価できるんだらうというふうに思います。

ご質問の大きな1番と2番についてお答え申し上げます。

18年以降の経過についてというお話がございました。中間報告の後、関係する学校の例えばPTA総会だとかそれから地域協議会、それからPTA役員会、それから地域住民の皆様にあえてお集まりいただいたりということで、横手地区では5回、雄物川地区では15回、大森地区では20回、十文字地区では23回、大雄地区では2回、山内地区では1回、延べ66回にわたって概略について説明をこれまでできています。その中で出された統合に対する不安だとか要望等を精査しまして、整理し再検討を加えることで市全体での調整を済ませまして、今回提案いたしました28年度までの統合スケジュール案ができたということでもあります。

また、コンセンサスを得るための取り組みということでお話をいただきましたが、統合計画推進に当たりまして、これまでの反省も含めまして、関係する地域ごとに統合基本構想策定委員会というのを地域の住民の代表、PTAの代表、学校関係者等に構成メンバーになっていただいて組織をして、委員会の中でさまざまな角度からまずはお話をいただきまして、その委員会で検討された内容を精査、整理して、保護者や地区住民の皆様にご説明等でご提案し、協議を重ねることでコンセンサスを図ってまいりたいと考えています。これまでの経過の中で感じましたのは、学校現場をよく熟知している方と、余りよくご存じなくどちらかという地域の方が優先される方と、さまざまであります。お一人お一人にご理解をいただくというのは大変に難儀な仕事でありました。しかし、できる限り丁寧にご説明をいたしまして、ご理解を得るように努力してまいりたいと思います。

この中で、金沢小学校のお話をいただきましたけれども、この1年をかけまして今の統合スケジュール案がやっとできたということで、特に旧横手市地区内については、この後このような形で統合を進め

ていきたいというある明確な計画なくしては、もう説明をするにはふさわしくないだろうというふうに考えました。一定の諸計画を示すことで地域の皆さんのご意見をいただいて、整理をしながら進めていくことがベターだろうというふうに考えましたので、まずは議員の皆様にお話をさせていただいて、この後、具体的には地域の方々にお話をさせていただきますので、現時点では知らないというのはそのとおりであろうというふうに思います。よろしくをお願いします。

○田中敏雄 議長 教育総務部長。

○田口春久 教育総務部長 私のほうからは、4番の学校給食センターの建設計画は統合計画と並行して進めるのかというご質問でございます。

給食センターの建設計画につきましては、学校の統合計画と整合性を図りながら今年度中に計画案を策定したいと考えております。センターによっては建設30年以上も経過いたしました老朽化施設もありますし、建設年度の違いや食数などの関係もございまして、再編を含めまして検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○田中敏雄 議長 福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 国保税の収納率を確保するための方策についてのご質問でございますが、初めに、医療費の増加や制度改正などによりまして年々国保税を引き上げざるを得ない状況にあります。加入者の皆様にとりまして大変なご負担になっていることは認識いたしております。何とか安定した財政基盤をつくり上げなければならぬと痛感をしておるところでございます。

平成19年度の収納率につきましては、皆様方のご理解とご協力によりまして、現年度分につきましては、ほぼ前年度並みの93.49%を確保することができました。また、一般被保険者の現年度収納率が92.46%となりまして、調整交付金についてもクリアすることができました。しかし、市長も申し上げましたけれども、今年度の収納につきましては、収納率の高い高齢者の方々1万2,000人が後期高齢者医療制度に移行いたしますので、前年度並みの収納率の確保は大変厳しい状況にあると認識いたしております。収納率の向上対策につきましては、国保財政の安定化にとりまして最重要課題と考えております。今後も口座振替の推進、それから短期保険証を発行する際の窓口相談の徹底や、収納率向上対策委員会による収納強化月間での訪問徴収などに努めるとともに、今度は新たにインターネット公売による滞納処分の実施に向け、現在準備を進めておる段階でございます。よろしくお願したいと思っております。

いずれにいたしましても、収納率の低下により国保税を完納されている皆様に不公平感を生じないよう、さまざまな施策を講じてまいりたいと考えております。よろしくお願したいと思っております。

それから、均一課税についての市民の皆様への説明につきましては、国保税の納税通知書を送付するまでの期間が短いことから、7月中旬に発行する国保の広報紙にその詳細をお知らせして、ご理解を願うことといたしております。また、出前トークなどの機会をとらえまして説明を行い、ご理解をいただくよう努めてまいりたいと思っております。

それから、生活困窮者に対する支援についてのお尋ねでございますけれども、国保税の減免制度もご

ございますので、これらをまずご活用いただいた上で、十分ご相談に応じて対応してまいりたいと、そういうふうに考えております。

それから、国保の年金からの特別徴収の延期につきましては、10月からとなっておりますので、その間ご理解をいただくよう十分説明をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 32番赤川議員。

○32番（赤川堅一郎議員） 時間がなくなってしまいました、すみませんでした。

余りはしょって質問したせいか、一番最後の項目を市長に質問しないで降壇してしまいました。

今最も大事な後期高齢者の問題でございます。

いわばうば捨て山というふうなことで悪名高い制度で、国民の半分以上が怒っております。横手市がこれをどうのこうの言っても無理なわけでございますが、これだけ市民が大変なものだと認識しているこの制度に対して市長のお考えを聞くのを忘れましてので、改めてお聞きいたします。

それから、学校関係についてでございますが、西中、鳳中、金沢中統合問題は、旧横手市から平成の初めころからの課題になっている問題でございます。しかし延び延びになって今日に至っておりますが、このスケジュールを見ますと、20年度中に用地の選定、22年、23年が建設というふうな、非常に忙しいスケジュールになっております。私の知るところでは、この3校統合が新しい学校で進められるというふうな住民に対する意識がまだ浸透しておりません。そういう中で、今年度用地選定、そして22年、23年で建設ということが実際にどうなのかというふうな、教育委員会の本音をまずお聞きしたいと思いません。

それから、税関係でございますが、納税組合について、何か納税組合に対する行政の対応が不適切といますか、なかなか納税組合の活動がしにくい、そういうふうな声がよく聞かれます。この納税組合に対する取り組みについて、改めてお聞きしたいと思います。

それから、市民の声でございますが、今、保険税が7月に賦課されて7月から徴収になるわけでございます。2月までですか、現在。2月まで7回ですか。これを、かつて横手市では4月から12カ月にわたって暫定で徴収したという経緯があるんですよ。そういうことから、何とかこれを7回じゃなくもっと細かく、4月から暫定でもいいから徴収方法を変えてもらえないかというふうな市民の声もありませんが、これに対してお尋ねいたします。

時間もありませんので、以上です。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 後期高齢者制度につきましては、大変な議論を呼んでおるところでございますが、今の抱える、急速な高齢化あるいは医療費の急増に対する課題解決は国民的課題としてこれは避けて通れないことだというふうに思っております。そういう中で出てきた取り組みとしての後期高齢者医療制度であります。我々自身も思うんでありますが、十分な説明をするいとまもなく突入してしまったと

いう感を強く持っている次第でございます。そういうことは自民党、与党にもしかるべき手だての中で申し上げているところでございます。しかし、仕組みは必要だということでございますので、もっと理解の得られるふうに運用ができればなという要望を持っているところでございます。

○田中敏雄 議長 福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 今、議員からご提案がありましたけれども、納付回数の増につきましては、納付環境の向上対策として今後の検討課題としたいと、そういうふうに考えております。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 納税組合に関してであります。多分、今般納税組合の補助金の見直しを図ったわけなんです。その影響のご発言かなと推察しております。ただ、今回の見直しは、お金の面の見直しというより、納税組合法に規定されております事務経費に対する補助、それ以外は無効といいますか法令違反であると、それを解消するために見直しをさせていただいたわけでございます。それで、納税組合の活動につきましては、納税の向上に当たりまして大変大きな力になっていると思っておりますので、ご協力方についてはこれからいろいろお願いやらご理解等に努めてまいりたいと、そう思っております。よろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 教育指導部長。

○伊藤孝俊 教育指導部長 鳳、西中、金沢中の3校につきましては、23年、24年を建設年度として、25年度開校予定ということでスケジュール案をつくらせていただきました。25年の開校を目指して何とか頑張っていきたいというふうに思っています。よろしくお願い致します。

◇ 寿松木 孝 議員

○田中敏雄 議長 17番寿松木孝議員に発言を許可いたします。

17番寿松木孝議員。

【17番（寿松木孝議員）登壇】

○17番（寿松木孝議員） 会派さきがけの寿松木孝でございます。

本日は大先輩方の格調の高い一般質問がありましたので、大変私の幼稚な質問で失礼ではございますが、今日の取りとして与えられた時間を有効に使いながら質問してまいりたいというふうに思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

先ほどの赤川議員の言葉にもありました「災害は忘れたころにやってくる」、使い古された言葉のように感じておりましたが、6月14日の岩手・宮城県内内部を震源とする7.2の大地震、自然の驚異をまざまざと見せつけられました。当市におきましては幸い大きな被害は報告されておらないようですが、震災で犠牲になられた方々、被災されました方々に対しましては心よりお見舞い申し上げます。また、行方不明となられている方々の早期発見、一刻も早い復興を心からお祈り申し上げます。この地震によりまして、奥深い栗駒山系を縫うようにつくられた本県と隣接する多くの道路がずたずた

になって引き裂かれております。一刻も早い復旧をお願いしたいものだなというふうに思います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず1点目の環境問題への取り組みの中の、ごみ処理施設の建設についてでございます。

市長の所信説明で、本年4月にごみ処理統合施設整備推進本部が設置されまして、今年度中に建設用地の設定、処理方法などの検討を進めるとの報告がありました。私の所属する会派さきがけでは、現在のごみ処理施設の老朽化や効率性の問題から早期の改築が求められているだろうというふうに認識し、今年の1月に、環境省におきまして最新の廃棄物、汚泥などの処理施設の現状とエネルギー利用につきまして、また、米などを利用したバイオ燃料製造の利用と技術につきましてを農水省でそれぞれ研修してまいりました。その中におきまして、環境省が推進しているごみ処理施設におきましては、燃焼方式のごみ焼却施設、また、ごみを熱分解した後発生するガスを燃焼または回収する装置を有するエネルギー回収方式の施設で、このような施設を組み合わせ整備することにより、高効率原燃料回収施設として整備活用することが望まれているようでありました。

このような循環型社会の形成をリードする先進的なモデル施設の整備には、平成23年度までではあります。2分の1の交付する制度がございます。また、回収効率、発生量がこの施設よりも少し少ない場合には3分の1の交付となっているようでありました。このようなことも念頭に置きながら、現在検出中の新たなごみ処理施設についてお聞きしたいというふうに思います。

施設の建設費が概算で65億円とされているようですが、どのような処理方法の施設を考えておられるのか、また、想定しているごみの量はどの程度なのか、施設のエネルギー回収の方式などはどのように考えておられるのか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

続きまして、大雄地区の堆肥公社についてお聞き申し上げます。

この堆肥公社は、合併直前に旧横手市と旧大雄村が共同で整備した施設で、生ごみと牛ふんを堆肥の主原料とし、それに酵素を加え急速に発酵させることにより、短期間での少ない良質な堆肥を製造し販売する目的で整備された環境に優しいリサイクル施設とされております。

私は、旧大雄時代から、原料となる生ごみの回収を大変心配しておりました。この生ごみは現在は大雄地区だけで回収されておりますが、当地区におきましては農村地帯であり、昔から肥塚、コンポストなどを利用し堆肥がつくられており、自然に生活の中にリサイクルが根づいていたというふうに考えております。また、この公社から販売される堆肥も、農家にとってはその販売価格からも大きなメリットを感じることができません。そのようなことから、再三にわたり説明を求めてきた経緯がありましたが、整備する段階では旧横手市との調整が必要であるなどの理由から、十分な話し合いも行われずに整備されてしまいました。施設の整備から3年ほど経過しております。この公社が抱えている問題点、今後の課題について伺いたいというふうに思います。

次に、市有林などの当市の森林の有効利用についてであります。

ご案内のとおり、国内の森林は国産木材の価格の低迷などにより林業が衰退し、山が荒れてしまっ

いることは周知の事実でございます。このようなことから、県におきましても森林税が新設されましたが、この問題は当市におきましても深刻な懸念材料の一つであるというふうに思っております。

その一方におきましては、地球温暖化により世界的な環境への関心が高まる中、国におきましてもことしの秋からは温室ガス排出量取引制度が施行されようとしております。また、先般の報道にも、国内における取引制度の検討も始まっているようであります。民間企業におきましては、「私たちは森を育てています」、「自然を大切にします」、こんなアナウンスメントが大変多くなってきており、環境対策に対しましては社会的にも大変大きな関心事となっているということは、皆様等しく思うところであると思えます。

そこで私は、民間の各企業に市内にある森林、また林、そういう山々をレンタルまたはリースするような、イメージ的な話なんです、そんな施策ができないのか調査研究をすべきではないのかと考えているわけです。民間のいろいろな企業にスポンサーになっていただき、森林の保全、整備、そのようなことをすることは、スポンサーである企業にとりましても大きなイメージアップにつながりますし、大変有意義なことではないかなというふうに考えております。

市は、そのコーディネーターとなることはできないものか、現実的にはクリアしなければならない点も多々あるとは思いますが、これが実現すれば、この森林の再生だけではなく、企業誘致にもつながる大きな武器になるのではないかなと、そのように考えているわけですが、これに対する市長の考えをお伺いしたいというふうに思います。

続きまして、大きな2点目の、各学校に配備したパソコンの利活用についてであります。

この問題をお話するとき、パーソナルコンピューター、大体学校におきましても我々が使いましても5年が限度であります。システムが変わる、そして処理能力が劣る、新しいソフトが出てくる、いろいろな部分で5年ほどしか使えない、これが現状であります。このような中、現在、市内の各学校にはそれぞれにパソコンが配備されながら情報教育が行われております。昨年度も大量のパソコンが市内の多くの学校で更新されました。私は、最初にこのパソコンが配備されてからずっとその状況を見守る中で、余りにも効率性が悪いのではないかと、そんなことを常々思っておりました。今回、その効率性の点からその配備のあり方について質問してみたいというふうに思います。

学校で行われる情報教育では、私の記憶がそんなに違わなければありますが、小学校の中学年以上だというふうに思いますが、授業があるのは。その情報教育の年間の、各子供1人あたりにしますとその時数がどれくらいあるのか、また、そのパソコン教室のパソコンはどういう形で使われているのか、また、その情報教育の指導は教員の先生がなされているというふうに認識しておりますが、その指導の仕方、あり方、またすべての先生が等しくパソコンを使えるはずもないというふうに理解していますが、そこら辺の指導方法の実態についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

次に、各学校における情報のセキュリティーについて質問いたします。

今日の社会におきましては、パソコンがないデスクワークは考えられないと思うのは私1人ではない

というふうに思います。過去におきましては、市職員の皆さんも自前のパソコンで仕事をされていた時代がありましたが、セキュリティーの問題などから、現在では各職員には市有のパソコンが配備され、管理が行われているというふうに認識しております。

さて、学校の職員室を見たときにどうなっているのでしょうか。教員の先生の机の上には持ち込みのノートパソコンが当たり前のように置いてあり、それには当たり前のようにLANケーブルが接続しておりLANが組まれております。また、その使用状況について私がお聞きする中では、そのノートパソコンは職場と自宅を行き来する、そんな使い方をされているのは当たり前のように感じるのであります。私は、このような状況はセキュリティーの点からも大変好ましからざるものと感じるのですが、現在の配備の状況、また、今後どのようにしていこうとしているのか、その方針についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

以上で、壇上からの1回目の質問を終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

○田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 まず1点目の、環境問題への取り組みについての項についてお答えを申し上げたいというふうに思います。

4点お尋ねがございましたが、まず1点目、統合ごみ処理施設についてのお尋ねがございました。

この処理の仕方につきましては、実績が大変長い現在の燃焼方式、ストーカ方式というのがございますが、これから最新のガス化溶融方式までたくさん方式があるわけでございまして、今後、どの方式が私どもにとってベストなのかを検討する予定でございます。また、最終処分場の延命化ということ、灰の有効活用についてもあわせて検討していかなければならないのかなと思っている次第でございます。

ごみの量につきましては、年間約2万6,000トンを想定処理量としております。1日に換算いたしますと99トンの処理規模になるものと思っている次第でございます。

2つ目に、施設から発生すると思われる大量の熱エネルギーについてのお尋ねがございました。

この焼却施設からの余熱蒸気のすべてを発電に利用いたしまして、工場内消費電力に充てるという計画をいたしております。施設外への供給につきましては、用地選定が確定した段階で、施設建設地の状況、あるいは費用対効果などを含めまして利用可能かどうか今後の検討になろうかなというふうに思っている次第でございます。

この項の3つ目に、大雄地区にございます堆肥の生産についてでございます。

ご指摘のとおり合併前の旧大雄村、旧横手市の共同の事業として取り組んだところでございますが、これにつきましては、畜産農家からの畜ふんと大雄地区家庭等の生ごみを堆肥化した健全な土づくり、安全・安心な農作物の生産を目的に設置いたしまして、現在、大雄堆肥供給公社に管理委託している施設でございます。

これにつきましては、運営についてであります。堆肥の販売と畜ふん及び事業系生ごみの処理手数料

の収入で管理委託料を賄える状況にはないわけでごさいます、市で財政支援しながら堆肥の生産をしているところでごさいます。特に堆肥の販売につきましては、販売を担当するJA秋田ふるさとと連携いたしまして、さまざまところへの売り込みを図るなど努めておりますが、一層の需要の掘り起こしが必要かなと思っております。

堆肥の原料となります生ごみと畜ふんの収集量は計画の50%程度でごさいます、特に家庭系生ごみ、大雄地域のみ収集でごさいますが、収集量は頭打ちの状況にあるわけでごさいます。議員ご提案がごさいました生ごみの出し手に対するメリットと申しますか還元の仕組みでごさいますが、原料確保の点から有効な手だてではないかなというふうに考える次第でごさいます、全市的に取り組むためにも関係部署と協議というものをこれからしてまいりたいというふうに思っている次第でごさいます。堆肥センターは、地域の資源をリサイクルし、活用する資源循環型システムの確立に大きな役割を担っておるわけでごさいます、一層の経営改善に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

この項の4つ目に、温室ガス排出量取引制度のトライアルに対して市有林を資産とした対策は考えられないかということでごさいます。

現在のところ、温室ガス排出量削減について市としての施策といたしましては、企業への排出削減の啓発活動に終始しているところでごさいます。議員ご提案がごさいました市有林等の資産を生かすということについては大変新しいアイデアだなと思っているところでごさいます。企業の好ましいイメージを生み出すという観点でのお尋ねがごさいましたが、そういう観点で申し上げますとなかなかおもしろいというふうには思った次第でごさいます。これにつきまして、国において検討している制度としての適用になるかどうかという問題は少し検討を要するかと思いますが、ご指摘のあったような好ましい企業イメージを生み出す方策としての市有林の活用方については、スポンサーとなっていただく企業にとってもメリットがそこそこあるのではないかなと、そういう意味でこの検討を関係各課との中でしてまいりたいなど、そのように思う次第でごさいます。

大きな2つ目のパソコン利用等につきましては、教育委員会のほうから答えます。

以上でごさいます。

○田中敏雄 議長 教育指導部長。

○伊藤孝俊 教育指導部長 パソコンの利用についてご質問がごさいましたので、お答え申し上げます。

まず、議員のお話いただきましたさまざまな、効率性の問題だとか指導の問題、セキュリティーの問題、全く私もそのとおりだなというふうに思いながらお聞きをしておったところではありますが、現在学校では、パソコンの学習利用時間につきましては、小学校においては、いわゆる学習指導要領で情報に関する学習内容というのは必修とはなってごさいません。しかし、総合的な学習の時間等で年間10時間から20時間ぐらいの、程度の差はありますけれども各校で使われているというふうに思っています。一方、中学校での活用につきましては、技術家庭科の中に情報領域という分野がごさいます、そこで

は3年間で45時間学習するという定めになっております。45時間は最低学習しているということにご理解いただければと思います。これ以外に、小・中学校においては各教科でインターネットによる情報の検索、調査、レポート作成など、それぞれ年間30時間程度の利用はあろうかと思えます。

指導については、小学校については学級担任、中学校では教科担当が行っているのが実情であります。議員ご指摘のとおり、特に小学校においては指導者の技能の差も当然考えられるわけでありまして、県の教育センター等での情報教育に関する研修会等に情報担当の教員を派遣しまして、そういった方々に各校で研修会を開くことで技術の向上に努めているというところでもあります。

コンピューターの操作技能の習得の程度については、昨年度、秋田県の教育委員会が行ったコンピューターが使える秋田の子供の育成事業に係る調査というのがございましたが、横手市の生徒のコンピューター技能は中学校3年生の段階で秋田県の平均をおおむね上回っており、基本的な操作、文章作成、インターネットの利用等についてはほとんどの生徒ができる状態になっています。

2つ目の、パソコンの配備状況とセキュリティー対策はどうなっているかというご質問でございました。

私もそうでありましたが、学校の教員については、現在横手市では配置になってございません。その関係で、個人のパソコンを使っているというのが現状であります。主に事務職員が使用する内部情報系端末1台、それから、地域イントラ事業によって導入された端末が1台、計2台が各小・中学校の職員室に現在配置されてございます。

セキュリティー対策につきましては、合併が17年10月で、18年度には学校がいわゆる、議員のご指摘のとおり職員個々のコンピューターを使っているということで、セキュリティーには非常に危機感を感じておりました。そこで、横手市学校情報セキュリティーガイドラインというのを策定いたしまして、各学校の事情に応じて最低守らなければいけないセキュリティー上の約束事を徹底しようということでガイドラインを策定いたしまして、担当者の研修会を開催し、各校の状況に合ったセキュリティー対策を進めてきました。

しかし、19年度以降、そのガイドラインだけではやはりセキュリティーが完全ではないという反省のもとに、データ管理の一元化をまず図りましょうと。現状を改善するには何年かかかるわけですが、現状の中で何ができるかという視点で考えたときに、データ管理の一元化というのがまず大事だろうということで、校内LANを接続するハードディスクをすべての小・中学校に配置するというので昨年度準備を進めまして、本年度その配置を完了する予定であります。それによって、仕事のデータ等を自分のパソコンに保存しない、すべてそのハードディスクに保存することで、パソコンは移動しますけれども、データの持ち出しはないというルールを徹底することで、管理を強化しようというふうに現在考えておるところであります。

よろしく申し上げます。

○田中敏雄 議長 17番寿松木議員。

○17番（寿松木孝議員） 17番。答弁ありがとうございます。

1点目の、まず環境問題への取り組みについてでございます。

なぜごみ処理施設でこういう話をしましたかと言いますと、私が見るところ、やはり燃焼させる施設と、それから例えば生ごみ等のものにつきましてはメタンガスを発生させながらガス化して発電させていく施設、そういうふうな形のもの。そして、それ以外にも例えば燃料をつくる、ペレットをつくる施設だとか、いろいろなものが組み合わさります。これ1つで間に合うという施設はないんですね、今のこの指針を見ていくと。必ず複合施設の中で、燃えるごみについては燃やして発電してエネルギーを回収する。例えば生ごみだとか汚泥なんか含まれるんですが、そういうものについては発酵を促進させてメタンガスを発生させてガスの交換によって発電させる、また残ったガスを売却する、いろいろな仕組みの中で今動いているというのが現実的なところだというふうに思います。

その中で、どうしても足りなくなるであろうなというふうに自分なりに判断しているのは、生ごみ系のメタンガスを発酵したり何かする施設のほうになるのかなど。燃やすほうは足りるだろうけれども、そちらの施設が量が足りないだろうと。何で量が足りないかと申しますと、これは24時間稼働していないと非常に効率が悪くなるわけでありまして。燃えるごみももちろんですが、発酵させているものも時間でとめるというわけにはいかない、そうしますと24時間常に発酵させながらある程度の量を回収して、電力として売却できるものは売却する、施設で使えるものは施設で使う、灰等利用できるものはどこかに使う、そういう形の中で考えていったときに、果たして横手市だけのキャパシティでおさまるのかなという部分はちょっと心配されました。

先ほどの赤川議員の話にもありました、国が23年までに自治体消防の広域化をするよという指針がありまして、県が策定した計画によりますと、当市は湯沢雄勝地区と一緒に広域化されると、広域化してほしいと、そういう形の指針であります。要するに一部事務組合ができるわけですね。やはりこういうのも一つのチャンスとしてとらえるべきではないかなと。もっと大きい視点でそのごみ処理施設というものを積極的にとらえた中で、回収できるエネルギー等の効率のいいところで計画をすべきであろうというふうに私は考えますので、そのあたりを見た、策定の中にも考えを入れられないかということでもあります。

続きまして、大雄地区の堆肥施設の話をしたというふうに思います。

この堆肥施設、皆さんリサイクルマークを思い出していただきたい。三角形を書きます、三角形、リサイクルマークは三角形です。例えば消費者がいて、製造する人がいて、そしてリサイクルする人がいて、回るんですよ。ごみも一緒です、ごみも。ごみを出す人がいて、それを処理する施設が、使う人がいて、そしてその使ったものがこのごみを出す人に返らなければいけないんです。三角回らないと循環しないんですよ。そこのところが私は問題だろうというふうに思っております。

旧横手市時代に産業戦略ビジョンというものがありました。その中でも、そのときまたま発表させていただいたんですが、やっぱりそういう施策を進めていかないと、リサイクル施設というのは成り立

たないだろう。輪廻転生というか、やはり始まりがあってここで終わっちゃうとリサイクルにならないわけですよ。これがまた始まりに戻るからリサイクルなんですね。ですから、そういう施策を少し考えてみたらどうですかという提案であります。

あと、4番の温室ガスの件につきましては市長の答弁のとおりでありますし、これからという部分があると思いますので、ぜひこの部分も積極的に検討していただきたい、こういうふうに思います。

とりあえず、環境問題についての再質問です。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 ごみ処理施設の処理の仕組みについてでありますけれども、単純に燃焼するだけの仕組みというのはシンプルで、現在そうでありますけれども、安く済むわけでございます。投資額が少なく済むわけですが、最近のというよりも環境を考えたときにそれでいいかということでの私どもの問題意識、それは国の問題意識でもございまして、そうなりますと、しかしながら相当金がかかるという状況は明らかでございます。議員ご指摘のとおり単体では済まない。そういういわゆるバイオマスタウン構想というのを進めておりますけれども、そういう構想の中でこれをどう位置づけるかというふうなことでございますので、私どもの財政的に対応できるかという不安が実は1点でございます、現時点において。

したがいまして、これについてはどういう機種を選定するか、どういう仕組みを選定するかですけれども、それに同時進行で国の環境行政の中でこれに対する補助はどう考えるかと、これから国策として。低炭素社会というような言い方をしておりますけれども、それに対応してくれるかどうかということが大きな問題だろうなと思っている次第でございまして、そういう中でペレット化の問題だとか、あるいは生ごみのメタンガス発酵による燃焼の仕方だとか、こういうことが出てくるかなと思います。

ただ、ご指摘があったように量の問題、それから収集の問題は大変な問題だと思っています。部分的な検討しかしておりませんが、これは容易ならざることだなど。現在、不完全な形とはいえ大雄地区でやっている生ごみの回収ですらなかなか難しい状況を見ますと、これは相当半端なことではいけない。

そういう中で、私どもの3施設の老朽化が進んでいる状況で、湯沢広域における建設の時期がどうもずれておるようでありますので、理想を言えば、確かにそこと組むことによって大きな施設、負担も少ないというふうになるかと思いますが、現時点ではタイムラグがあるのかなということで、一緒に組んでやるということは相当難しいなというふうに見通しをしているところでございます。

以上であります。

○田中敏雄 議長 17番寿松木議員。

○17番(寿松木孝議員) 17番。答弁ありがとうございました。

この問題につきましては相手もあることですのですぐにはできないだろうなと、私もそれは認識しております。ただ、どこかと言えればおかしいですけれども、この推進室の中で計画を練っていく段階で、

やはりそういうデータを分析していった中で、やはりこういうものもあるんだよなということだけはやはりきちんと理解していただきたいなというふうに思っています。

また、これにあわせてであります、例えば今、大仙市で初めております、バイオ米のエネルギー回収という形の中で。それで、例えばこれは農政部の話でこちらは環境部の話、こういうことにはならないというふうに私は理解しているんです。例えば、このバイオ米の中からガソリンといいますかそういう形の燃料を抽出する中では、必ず稲わらだとかもみ殻だとかこういう部分をどうするかという問題が発生してきます。これもやはりどこかで処理しなければいけない、トータルで考えなければいけないわけですね。

そして今、十文字地区で始められているというふうに思ったんですがBDFの製造、これとて例えばジャトロファオイル、これが必要なんですね。普通の廃油だけではだめで、これにこれを加えることによってBDF燃料をつくる。そのときに必ず出てくるのがグリセリン、じゃグリセリンをどうしているのという話になって、これを例えば燃料に使えないかだとかここに持ってこれないかとか。やっぱりこういうトータルの組み合わせの中で常々考えていきながら、市全体のそういうものをどうやって生かしていくかという話にならないと、ごみ焼却の部分だけを着工しちゃいますと、やはりそこら辺が抜け落ちてしまう、それはそれでまた施設をつくっていく、こういうことを繰り返していきますと、決して効率のいい施設にならないだろう。

ですから、やっぱりその推進室の中では、想定でき得るもの、これから必ず考えていかなければいけないものというものをやはり想定した中で、組み合わせてトータルで考える。トータルコストの中でどうしていくんだと、こういう議論が出てしかるべきだと思うんですが、その部分について再度お聞きします。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 現時点でと申しますか、合併してからもそうでありますが、バイオマスタウン構想の所管課は農政課でございます。私どもの意図も、今議員ご指摘のあったとおり、焼く、燃やす、片づけるというだけの視点では見ていないということがそこでおわかりいただけるのかなと思ってございます。もちろん農政課だけでは大変荷の重い仕事になりますから、トータルで考えようということでございます。これからの地域の環境政策をどうするかという視点の中で、農業と製造業もそうでありますが環境問題を考えると、こういうことだと思います。

○田中敏雄 議長 17番、寿松木議員。

○17番(寿松木孝議員) 17番。ありがとうございます。

ごみ処理施設については終わりたいというふうに思います。

それで、大雄地区の堆肥公社の部分なんです、先ほどちょっとお話したのが果たして十分伝わったのかなという自分なりの疑念を持ちながら、先ほど言った三角形なんです、要するに一般の家庭から出てきたごみが、何かつくってくればよかったんですが、ちょっと頭に思い浮かべていただきたいん

ですが、一般の家庭から出たごみが堆肥公社に入ります。堆肥公社で例えば製造した、そこで肥料が製造されるわけですね。製造したものを農業者が使われます。この農業者が使ったもので、例えばできた野菜とか何かがまたごみを出す。要するに消費者のところに回らないかと、こういう仕組みをつくれな
いかという、私の提案であります。

一方方向だけではやっぱりなかなか成り立ちませんので、そこでできた付加価値のついたものがもらえるからごみを出すと、ごみを出したから製造ができる。やはり一つずつつながっていく、リンクしていく。こういう仕組みができ得るならば、これは非常にリサイクル施設としてはきちんとした循環型のものになるかというふうに思います。

そこは試験的というふうに私も思っているんですが、大雄地区だけということではなく、やはりそこのごみを出す人たちのメリットを一番考えたときには、本来であれば、最初からリサイクルしていた、例えばコンポストでリサイクルできるような農村部だとかそういうところじゃないんですよ。やはりごみをとめておくことができなくて出さなければいけない町部の密集地帯なんですね、本来であれば。ですから、今乾燥させるものを使いながらごみをどうにか減量化しようという仕組みをやっているわけですが、そういうところに住まれる方々のごみがうまく回るようになれば、そういう方々のところに野菜をお届けできる、こんな仕組みまでつくれるようになれば完全なリサイクルという形にはなるというふうに思うんですが、そこら辺というのは検討できないものかどうかお聞きしたいというふうに思います。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 大雄地域だとかというのは、地域限定ではなかなか難しいかなと思っている次第でございます。何となればこの堆肥は市内各地から、もしかしたら市内を越えているかもしれませんが、いわゆる畜ふんというものも当然なければいけないわけでございますので。そういう意味で広く横手市における循環システム、おっしゃるように家庭が生ごみを公社に供給して、公社が堆肥を農業者に供給して、農業者が家庭に、消費者に野菜を供給するというこの循環、これは大変絵になる話だなと。この地域が食と農家のまちづくりをしようとしておりますけれども、そういう中であってまさに絵にかいたような地域循環のシステムができるということになればこれは相当に、この地域の名実ともにアップになるのかなと、そんな感じはいたしております。

具体的にどう構築するかというのは、これは相当な検討をしなければいけないかなと思いますが、極めて魅力的なアイデアだなと思います。これはバイオマスタウン構想とはまた違った次元の観点からとらえなければいけないことかなと
思っておりますので、これはぜひほかのセクション、どういうセクションで検討するのがいいか、今にわかにはちょっと思い浮かばないんですが、勉強させていただきたいと思
います。

○田中敏雄 議長 17番寿松木議員。

○17番（寿松木孝議員） 17番。ありがとうございます。

そうすればまずこちらの環境問題のほうにつきましては、終わりたいというふうに思います。

次に、パソコンの利活用について、教育委員会のほうにお話を進めてまいりたいというふうに思います。

先ほどの答弁の中に、使われている時数等が出てまいりました。私はすごくもったいないと思うんです。1台数十万のパソコンを、今は大分コストは安くなったんですが、1台それでも二十数万のパソコンを各校に1クラス分は最低あるわけです。それが毎日使われているのであればまだしも、この時数を実際に割っていくと何日かに1回しか電源が入らない。しかも多分、私が知っている学校は何校かしかないんですが、電源を入れてみると、例えばシステムは新しくなってもワードもエクセルも入っていない。これでいいのかなというふうに実際に思うわけですよ。

そこで提案なんです、私は市内の学校全部の部分を、1カ所とは言いません、1カ所でもいいですし、例えばそれが3カ所なのか5カ所なのか、これは検討の余地はあると思うんですが、その各校にあるパソコン教室といいますかOA室のパソコンを、何カ所かに市内にまとめて置いてもらいたい。1カ所でも構いません。そのクラスに子供たちが通ってくる形をとれないか。要するに、スクールバス等を利用しながら行ったり来たりという時間のロスが出るにせよ、例えば集中的に今日の午前中はパソコンをやりますと、年間授業の中で何時限やうちの何ぼはこのところで使いますという回し方でもいいでしょうし、そういう形の仕組みがとれないか。そうすると、パソコンの台数はぐっと減るわけですね、みんなが使えるわけですから。そしてその、例えば今日はどこが使うんだ、いついつはどこが使うんだという部分を教育委員会がきちんと管理してあげる。やっぱりこういう手配をしてあげることによってそういうのは可能になるのではないかなと私は思っているんです。

それでそのパソコンには、きちんとやっぱりエクセルも入っているしワードも入っているし、ある程度のことは全部できる。そして教えるのにも、教員の先生方も講習を受けながら教えるのは構いませんけれども、ただ実際問題として、私もそうなんですが、パソコンを最初から教えられたことがないんですね、自己流で覚えています。そうしますと必ずショートカットキーとかいろいろな仕組みを使うところになって困ってくるんですね、おやおれの使い方は間違っていたのかいというのはよくあります。いまだにあります、十数年パソコンをやってきましたが、ですから、やはりそういう部分では、例えば場所場所にそれなりの講師の方がいて、学校の先生とともに教えながら、学校の教員の先生もレベルアップを図ってもらう。とりあえずそういう施策をしていく、そんなことができないものかどうかということをご提案したいのですが、いかがでしょうか。

○田中敏雄 議長 教育指導部長。

○伊藤孝俊 教育指導部長 まず考えていただきたいのは、コンピューターについて、議員がおっしゃる部分というのは恐らく操作技術、コンピューターをいかに使ったらいいかという部分だけにおいては、ステーション化といいますか拠点地域を設けながら集中的にそこに通うというやり方はもしかすると可能かもしれませんけれども、コンピューターの性質上、活用という部分もあるわけですし、いわゆる国

語科で使いたいと、社会科で使いたいというときにコンピューターが学校の中になくという状況は、活用という面からは非常に困るといいますか、不便な状況が生じるわけですし、そういった面では確かに効率から考えますと悪いわけでありませう。

それから使用状況も、学校の事情によっては議員がご指摘のとおりそういった負の部分もあるのは事実だろうとは思いますが、かといって拠点化がすべてを解決するかというと、活用の面ではなかなか難しいのかなと思います。

それから、中学校に入りますと、いわゆる情報に関する正式な授業が組まれてございますので、技術家庭の担当者は、コンピューターが不得意という教員はならないわけですから、以前、議員の例えば小・中学校のときは現在は事情は異なるだろうと思いますが、45時間の授業の中で、操作技術については一定の基本的な技能は学習できるというふうに思います。

○田中敏雄 議長 17番寿松木議員。

○17番(寿松木孝議員) 17番。わかりました。わかりましたと言いますか納得はしていないんですが、確かに部長の言われることはわかるんです。ただ、私も学校の中に1台も置くなと言っているわけじゃないんです。例えば今配備されているのは単純計算してすごい数なわけですよ。先ほど言った技術習得だとかそういう部分のことをまとめてできる台数をまとめて、そのほかに学校の中に数台必ず、例えば運動会のポップをつくりたいだとか、これをつくりたいあれをしたいというときに使えるものがやっぱり何台かなければいけないだろうし、クラスにだって、今だって1台ずつありますよね、ほとんどの学校に。1クラスに1台は少なくとも置いてある、そういう中の組み合わせの中で、ただ置いておくものをやはり拠点に持っていった中で、やはりそうやって使い分けをしていく。

そして、また一歩進めると、今時点での話で、これからのことになるとまた更新という問題が出てくるんですが、それで台数が相当余力が出るだろうと、出た部分を教員の先生方の机の上に置けないかということなんですよ。

部長が先ほど言われた先生方のセキュリティー云々は、それは理解します。理解しますが、個人の所有のパソコンであれば、今悪名高くなってしまったんですがウィニーだとかそういうソフトが入っていないとも限らない。また家に、先ほどハードディスクにとるからと言いながら、家で仕事をするからと行った来た間に盗難に遭う、やはり絶対あり得るわけですよ。ですから、市役所もそういう今のシステムになっているんですよ。それがすべていいとは言いません。でもやはりそういうことも考え合わせた中では、現時点ではやはりそういう工夫もしながら、その分を例えば教員の先生方に回せるものは回す、学校の中に置けるものは置くという形の効率性も目指していかないと、学校統合しながら学校も整備する、学校運営にもお金がかかる、OAにもいつもかかる、こんなことをやっていただんでは私はやっていけないと思うんですよ、正直な話。

ですから、やはりまとめるものはまとめて、我慢するものは我慢してもらいながら、きちんと対処できるものは対処していくというやり方の中では一つの選択肢だというふうに思うんですが、必ずそれが

いいと言っているわけではないんですが、そういうことも含めた中でのトータルのコストのことを考えられないかということも含めた提案なんですが、もう一度お聞きしたいというふうに思います。

○田中敏雄 議長 教育指導部長。

○伊藤孝俊 教育指導部長 コストの面で総合的に考えるということについては、そのとおりだろうと思います。現在、コンピューター室に入っているコンピューターというのはいわゆる安価なものといえますか、そのせいで非常に大型のものが多数ございます。最近では画面が薄いものも入ってきましたけれども、今後、技術改良等によってノートパソコンのような形でコンピューター室にコンピューターが入ることになると、即それが教員に使っていただいたりということも含めてもう少し効率性が上がるのかなというふうには考えておりました。そういった意味でセキュリティーも含めまして、各教員個々に配布していく方向で、今後はやはり考えていかなければいけない時代になっているのではないかとこのように考えて、そういった動きを進めていく努力はしていきたいなと考えています。

ただ、内部情報系の中に、いわゆる市全体の情報のセキュリティーという管理の中に果たして学校の情報が入っていくことがいいのだろうかという一抹の実は私には不安がございます。市役所内の情報の質と学校での情報の質というのは若干異なるものがございまして、こういった管理が適当であるかということはいま少し検討する余地があるなというふうに思います。

それから、市役所内での職員に配布されているコンピューター等については、どちらかといえば文書処理、エクセルも含めてですが、書体なんか明朝、ゴシック程度のものであっていわゆる多少OSが古くとも可能な仕事の範囲でありますけれども、事学校というところは書体の数も膨大で、さまざまなソフトを使い分けながら子供たちの興味関心を引くための紙面構成をしたりするわけでして、市役所で必要としているいわゆるコンピューターと、学校で必要としているコンピューターの中身というのはやっぱり若干違うんだらうというふうに思います。

そういったものを総合的に考えて、どのように配置ができるかという視点では今後前向きに考えていかなければいけないというふうに思っています。

○田中敏雄 議長 教育長。

○高橋準一 教育長 私が立ちましたのは、今議員の発想というのは、コンピューターだけの話でお話をされていますけれども、いろいろな面で考えていく部分は学校というところにはあるなと。それから、その発想で全部やれるかというところもできないなということを伊藤部長もおっしゃっておられるわけでして、例えば一番わかりやすい例でいうと学校図書館であります。学校図書館というのはどこにもあって、それも市に1つあってそこに蔵書がきちっとそろえられていれば、バスで通ってそこが活用できるかという話になりますと、これもまたちょっとという話になるわけです。ただ、学校図書館という中で、あっちにある図書をこっちに持ってきて動かしたりという発想はもう既にやり始めていますし、議員がおっしゃる発想というのは、例えばグラウンドを共有化できないかとか、そういう発想ではこれから我々が今やっている状況、これから計画していることも発想で精査してみるということは大変参考にし

てやっていきたいなというふうに思いますので、ご理解願いたいと思います。

◎散会の宣告

○田中敏雄 議長 これでは本日の一般質問は終了いたしました。

明6月18日は午前10時より会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時04分 散 会